

令和5年五條市議会第1回3月定例会（第2号）

日 時 令和 5 年 3 月 8 日（水）午前 10 時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	山 口 耕 司	<p>1 安心で安全な子育て環境の整備について (1) 0歳児の見守り訪問事業の展開について (2) 家事支援員（産後ドゥーラ）の確保について (3) 子ども食堂の整備拡充について (4) 奨学金の代理返還への支援について</p> <p>2 地域防災力向上への取組強化について (1) 防火対策について (2) 初期消火活動の現状について (3) 消火ホース格納庫設置補助金について</p> <p>3 五條市市民会館の休館について (1) 耐震診断結果について (2) 代替えとなる施設について (3) 文化・芸術を発表する施設について</p> <p>4 五條市と協定等の締結について (1) 実態について (2) 今後の展開について</p>	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・理事・部長
2	大 谷 龍 雄	<p>1 新型コロナウイルス感染症の5類引き下げ問題と感染防止対策の継続について (1) 問題について (2) 感染防止対策の継続を県・国へ要請することについて (3) 五條市の取組について</p> <p>2 マイナンバーカード一体化の問題と紙の保険証の継続について (1) 問題について (2) 紙の保険証の継続を県・国へ要請することについて (3) 五條市として市民が困ることのない取組について</p>	市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長 市長・部長

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
3	吉田正	1 小・中学校の緊急時の危機管理について 2 閉校舎の開放について 3 これからの五條市の教育行政・教育環境について 4 今後の五條市について	教育長・部長 教育長・部長 教育長・部長 副市長

議第二十四号	令和五年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について	二 報第 三 報第 四 報第 五 報第 六 議第 七 議第 八 議第 九 議第 十 議第 十一 議第 十二 議第 十三 議第 十四 議第 十五 議第 十六 議第 十七 議第 十八 議第一十一号 議第二十二号 議第二十三号	二号 三号 四号 五号 三号 六号 七号 七号 九号 十号 十二号 十五号 十六号 十七号 十八号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について 令和四年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定について 令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について 令和四年度五條市下水道事業会計補正予算（第二号）議定について 令和五年度五條市一般会計予算議定について	専決処分の報告について（五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正） 専決処分の報告について（五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び五條市子ども・子育て会議条例の一部改正） 専決処分の報告について（和解） 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定） 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 五條市立学校設置条例の一部改正について 市立五條文化博物館条例の一部改正について 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について 五條市西吉野交流促進センター条例の廃止について 五條市大塔天辻館条例の廃止について 五條市と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について
--------	----------------------------	---	---	---

議第二十五号 令和五年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
議第二十六号 令和五年度五條市介護保険特別会計予算議定について

議第二十七号 令和五年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
議第二十八号 令和五年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について

議第二十九号 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
議第三十号 令和五年度五條市水道事業会計予算議定について

議第三十一号 令和五年度五條市下水道事業会計予算議定について
議第三十二号 令和五年度五條市ふれあい交流センター条例の一部改正について

議第三十三号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
議第三十四号 五條市国民健康保険条例の一部改正について

議第三十五号 五條市消防団条例の一部改正について
議第三十六号 五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

議第一十一号 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
議第一十二号 令和五年度五條市水道事業会計予算議定について
議第一十三号 令和五年度五條市下水道事業会計予算議定について
議第一十四号 令和五年度五條市ふれあい交流センター条例の一部改正について

議第一十五号 五條市国民健康保険条例の一部改正について
議第一十六号 五條市消防団条例の一部改正について
議第一十七号 五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（九名）

二番 五番 六番 七番 八番

福 岩 崩 吉 谷

塚 本 田

佳 勝

実 孝 正 啓

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長 副市長 教育長 理事 技監 総務部長 危機管理監 すこやか市民部長
あんしん福祉部長 産業環境部長 都市整備部長 教育部長 西吉野支所長 大塔支所長

十二番 十一番 十番 九番

吉岡 名石 久谷 田中 櫻善 南堀 人太

大藤 吉山

川迫 田保 口中 本本 本内 見田

谷 富田 口

佳民 雅茂 雅久 久賢 茂隆 則伸 達好

龍美 雅耕
恵

秀長 浩人 彦美 美二 樹典 行起 哉紀

雄子 範司

事務局職員出席者

水道局長	東 榮
会計管理者	戸 野
総務部次長・財政課長事務取扱	林 淳
事務局長	西 小
事務局次長	辰 神
事務局次長補佐	ケ 柳
事務局総務係長	峯 田
速記者	久 光 大
	五 典
	美 章 輔 子
	哲 司

午前十時零分再開

○議長（吉田雅範）ただいまから去る一日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

この際、申し上げます。

会期中の会議予定を変更しておりますので、新たな会議予定はお手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確にお願いいたします。

なお、質問席で質問される場合は新型コロナウイルス感染防止対策を施しておりますので、マスクを外していただいても結構です。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといったしますので、本趣旨を御理解頂き、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には新型コロナウイルス感染防止対策として、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、九番山口耕司議員の質問を許します。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司質問席へ〕

○九番（山口耕司）おはようございます。

議長より発言の許可を頂きましたので、九番公明党山口耕司の一般質問をさせていただきます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

まず、質問の前でございますが、長年市政に御尽力頂きました太田市長、そして人見副市長、堀内教育長、長年にわたり五條市発展のために御尽力頂きましたこと、改めて心より御礼申し上げたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、今日の質問の中で、器具の持込みを議長の許可を得ておりますので、質問の際に使用させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず最初、一番、安心で安全な子育て環境の整備についてでございます。

少子化はコロナ禍におきまして想定を大きく上回るスピードで進み、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子供をめぐる状況は深刻です。また、子供を持つこと自体をリスクと考える若者も増えております。

こうした現状を重く受け止め、公明党は、誰もが子供を安心して産み育てられ、十分な教育が受けられる社会づくりを国家戦略と位置付けて進めなければならないとの認識に立ち、昨年十一月に子育て応援トータルプランを発表いたしました。

今年四月からはこども基本法が施行され、こども家庭庁も設置されます。いよいよ私たちの地域でも、子供や若者、男女共同参画の視点から子供も親も希望を持つて幸せを実感できる社会への構築、構造改革を本気で進めるときだと思います。

それでは（一）のゼロ歳児の見守り訪問事業の展開についてでございます。

このたび妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠・出産時に計十万円相当を支給する財源が、補正予算により確保されたところでございます。

明石市では、市の研修を受けた配達員が、毎月おむつや子育て用品を御自宅にお届けし、その際、育児の不安や悩みを聞いたり、役立つ情報をお伝えする、ゼロ歳児の見守り訪問「おむつ定期便」を二〇二〇年十月よりスタートしております。

そこで、本市におきましても、ゼロ歳児の見守り訪問事業の展開について、具体的にどのように進めようとしているのか、また現在取り組んでいることも紹介していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

本市では、以前より市内に住民票がある新生児全員を対象に保健師が各御家庭を訪問し、リラックスしていただける環境でお子さんの様子を観察しながら育児の情報や保護者の方が困ったときの相談先の紹介などを行っております。

また、新型コロナウイルス感染症の流行後は控えておりますが、保健師による新生児訪問の際には、その地区の主任児童委員さんにも同行していただき、連絡先をお渡しすることで、地域の相談先が身近にあることをお伝えしています。

さらに、新生児訪問以外でも、本市では生後四ヶ月、七ヶ月、十ヶ月、十二ヶ月の健診時に保護者とお子さんに直接お会いし、育児状況を把握しています。これは、他市の多くが一年間で二回のところを四回行うもので、本市独自の取組です。なお、その状況によりまして、保健師が必要と判断した場合や保護者の希望がある場合には、隨時御家庭を訪問したり、カルム五條にお越しいただいて相談を受けております。

今後の展開につきましては、一月の臨時議会で御議決頂きました伴走型相談支援事業で実施することとなつてている訪問時期と、ただいま申し上げました取組の実施時期が重複することから、新たに訪問事業を実施する予定はしておりません。

しかしながら、今後本事業を進めていくに当たりまして、様々なニーズが出てくると考えておりますので、それらのニーズに応えられるよう適宜事業の実施方法について見直しながら取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）四回にわたって訪問していただいておるというお話をございます。従来の取組がそのまま国のほうで示された内容と合致しておったというふうに捉えさせていただきたいと思います。しかしながら、現場に寄り添う伴走型支援については、人材の育成や確保のための体制整備が必要と考えますが、その辺の見解をお聞かせください。

○議長（吉田雅範）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）伴走型の相談支援に係る人材につきましては、これまでから従事している保健師や栄養士に加え、本事業実施のために会計年度任用職員の保健師を新たに雇用したところです。

先ほどの乳児期に四回というものにつきましては、四回全部訪問をしているというわけではございませんで、四回健診をして、そのたびの必要に応じて訪問させていただいているという状況でございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）会計年度任用職員さん、新たに何名ですか。

○議長（吉田雅範）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）新たに雇用いたしました会計年度任用職員保健師につきましては、一名でございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）従来から取り組んでおりますので新たに職員が必要というのは既に……、一名で十分足りるかと思いますので。

それでは続きまして、（二）家事支援員、いわゆる産後ドゥーラの確保についてでございます。

伴走型支援の中で、見守り訪問事業等を実施した際に、各家庭の事情や親の健康状態などから、子供と親の日常を守るために家事支援等が必要なケースも予想されます。産後のお母さんの御自宅に伺い、家事からお子様のお世話、お母さんの情緒面を含め、産後のお母さんに寄り添つたサービスを提供する家事支援員、産後ドゥーラというのですけれども、その育成や確保も必要と考えます。

そこで、家事支援員等の資格を取るための支援制度の創設なども有意義かと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（吉田雅範）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）産後ドゥーラといいますのは、一般社団法人ドゥーラ協会のホームページによりますと、ドゥーラ協会の認定資格を持つ、産前産後の母親に寄り添い、支える人のことをいい、利用者との個人契約や自治体が実施いたします事業に基づき活動されています。

現在、全国で約四百名の方が活動をしておられます、近畿地方で活動されている方は十四名、そのうち本市を活動の範囲とされている方は残念ながらおられません。

また、産後ドゥーラの認定資格を得るためには、ドゥーラ協会が主宰いたします約四か月間の長期にわたる養成講座の受講が必要であることもあり、本市で産後ドゥーラを確保するということは困難な状況です。

こうした中、本市におきましても、産前・産後の母親への支援は極めて重要なものであると認識しており、本年度より開始しております伴走型相談支援事業や従来から実施しております乳児健診や相談、訪問事業を通して、母親の悩みに共に向かい、寄り添いながら育児方法の助言や指導を行うとともに、先ほども申し上げましたように、本事業を進めていくに当たりまして、様々なニーズが出てくると考えておりますので、それらのニーズに応えられるよう適宜事業の実施方法について見直しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）訪問した際に、この家大変散らかつておるなど、しかしながらその片付けをその訪問員ができるわけがないですね。何かしてあげたけれども、資格がない、またそういうことが……、いわゆる訪問される方の役割分担、いわゆる仕事として行つてはならないのでしょうかね。その辺、いかがですか。実際にそういった訪問員さんが、ちょっと家が散らかつておるのでお手伝いするとか、子供の状況があまりよくないのでその辺お手伝いするとかいう、実際に可能なのかどうか教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）御答弁申し上げます。

今お尋ねの訪問した際に何か家事支援が必要な方がいるかどうかという点につきましては、これまで行つておきます訪問の中で特に大

きな家事支援が必要ですというケースはゼロではないかと思うのですけれども、そう多くはないというふうには聞いております。

ただ先ほども申しましたように、今の状況で訪問している保健師たちが家事支援をできるかというと難しいところがあるというのが現状でございます。ただ、今後この訪問を進めていく中で、先ほども申しましたようにニーズは変化してくると考えておりますので、家事支援も含めたところもきちんと確認をして、人数を把握して、今後の事業に取り組んでいきたいというふうには考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）できないということでお、この産後ドゥーラの資格を持つておる方が必要になつてくるという観点から、資格を取るに当たつて四か月の講座を受けなくてはならない、多くの費用もかかるといふところで、このドゥーラ資格取得のための費用の一部を助成してあげるべきだと思うのですけれども。奈良県内では田原本町で産後の家事育児の支援の体制を整備するために産後ドゥーラの資格を取得される町民の方に資格取得にかかる費用の一部を助成しますというところで、この事業がスタートしております。助成金としては上限七万円、一回限りということで、そういう事業がスタートしておりますので、ぜひとも五條市でもこういった産後の相談のニーズに応えられるような仕組みづくりの一つとして資格取得の費用の助成というのは大変有効になつてくるかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（吉田雅範）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）御答弁申し上げます。

産後ドゥーラの育成支援につきましては、現時点では議員お述べのように首都圏で四か月間養成講座を受けないといけないという点などを含めまして、現時点では困難であるというふうには考えております。

ただ、今後、産前産後の支援を進めていく中で、全国の他市の状況も参考にしながら、その時々の保護者のニーズに対するよりよい支援について研究し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）私もこの件に関しまして、ずっとインターネットで調べておりました。そしたら住宅を販売している会社のホームページですけれども、「家事代行サービスは子育ての強い味方」という見出しの下で紹介されておった中の文章なんですよ。この文章に、「お住まい

の自治体があまり積極的な支援を行っていないようであれば、家族構成の変化とともに住まい探しが必要となつたときには、支援の充実した自治体に引っ越すという手もあります。」というような記事が書かれております。五條市に至っては今までよりも家事支援等を含めいろいろな手立てがより充実できますように、こういった補助制度の事業の開始であつたり、そうしたところをスタートしていただければありがたいかなと思いますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

次に、(三) 子ども食堂の整備拡充についてでございます。

先般ツイッターでサポートさせていただきております、以前からも知り合いだつたのですけれども、大淀町役場の近くで、うどんカフェ三和さんが子ども食堂を、二月より月一回のペースで開始されたのを知り、直接この子ども食堂を実施するに当たりまして、お話を聞かせていただきました。この食堂の名前はライトハウスサンワで、ちょうどどんカフェをやつてはるので、その食堂を利用しながらやつていると、なんでそんなんやりましたなんかと聞きましたら、地域に貢献できる食堂でありたいという思いからスタートしたそうでございます。子供が一人でも安心して来ることのできる食堂。独りぼっちの御飯を少しでも減らし、暖かい御飯をお腹いっぱい食べることができます。地域の中で安心できる居場所づくりを目指します、とのキヤツチコピーで、子供、高校生までが百円、大人三百円、大体三十食程度用意しておるそうですございます。

二月は五十二食、たくさん作つて用意したら全て完売されたそうでございます。実施に当たつては町の補助金もあるのですけれども、県のほうが使いやすいというというところで十万円が限度額で、全額ではないですけれども、コロナの消毒対策であつたり、そういうふたところに補助金としてこの事業を開始の費用として充てさせていただきましたということでございます。

そして、二月十五日より、日頃より食堂として利用している方に対し募金箱を設置したというのですね。そしたらお金が、大体金額聞きましたけれども、たくさんの募金があつて、次回からの食材の購入費にも充てられるようになりましたという、うれしいお話も聞かせていただきました。

この子ども食堂運営のためには全てボランティアですけれども、こういった事業を継続するための運営資金、また様々な食材や地域や学校との連携の人脈であつたり、保健衛生管理の知識など様々な運営の資源の確保が必要となつてまいります。

子ども食堂は、月一回開催のところから三百六十五日三食を提供しているところ、数人を対象にしているところから毎回数百人が集まるとここまで、実に多様でございます。目的もお腹をすかせた子供への食事提供から、孤食、いわゆる独りぼっちの食事の解消、栄養豊富な食材

による食育、地域交流の場づくりと様々でございます。

また、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子供を巡る状況は深刻であり、様々な形態の子ども食堂の整備や運営をサポートする体制を整備し、私たちのこの五條市にも柔軟かつ積極的に子ども食堂の整備を進めるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）子ども食堂への支援といたしましては、市ホームページや広報五條で子ども食堂に関する情報提供を行うとともに、令和四年度は物価高騰による食材費にかかる負担を軽減するための支援を実施しております。

また、奈良県社会福祉協議会と連携いたしまして、子ども食堂の立ち上げに向けた相談や民間からの補助金の紹介とフードバンクからの提供食材等の情報を市内の子ども食堂に提供する体制を整えているところです。

また、令和五年度からは本市におきましても、子ども食堂開設にかかる費用や運営費用の一部を支援できるよう補助制度を拡充した当初予算案を今議会に提案させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）幾らぐらい予算で計上していただいているですか。

○議長（吉田雅範）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口久美）お答え申し上げます。

開設されるときの費用といたしまして、二十万円まで上限を決めて今要求させていただいております。

それから運営としまして、年間十八万円まで、学習支援といたしまして五万円までということで、開設資金に関しましては、三か所を考えておりまして、運営と学習に関しては六か所を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）はい、ありがとうございます。

県の補助金も併用して使えるのかどうかというのがちょっと分かりませんけれども、五條市でこうした予算をつけていただきましてありが

たいと思います。少しでも五條市に子ども食堂が増えますように御努力頂きたいと思ひます。

そこで一つ提案でございます。私の思いですけれども、昨年、新庁舎が建設されまして一周年記念事業として新十津川町の町長さんをお迎えしてのスタートでございました。かなり市民の方もコロナ禍の中ではございましたが、多く来ていただいて、そしてまたキッチンカー等準備していただきて、たくさんの方にお越しいただいた素晴らしいオープニング一周年記念の事業だったと私自身思っております。

そうした中で、にぎわい棟を中心とした中で子ども食堂ができれば一番いいのではないか、またこの庁舎がにぎわう、一周年記念事業のような形で人が集うのではないかなど思ひますので、また御検討頂きますようお願いを申し上げておきます。答弁は結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは次に、（四）奨学金の代理返還への支援についてでございます。

若者が夢と希望を持って生きられる環境を整えることも大切でございます。日本学生支援機構の二〇二〇年度の調査では、何らかの奨学金を受給している学生の割合は、大学、昼間の部で四九・六パーセント、短期大学、これもお昼の部でございますけれども、五六・九パーセントに上り、卒業後の返還の負担に悩む人も少なくありません。

奨学金の代理返還とは、奨学金を受けていた社員に対し、企業が返還額の一部または全額を支援する制度でございます。以前は社員の給与に上乗せする方法しかありませんでしたが、日本学生支援機構は二〇二一年四月から企業が機関へ直接送金できる制度に改善されました。この制度により、返還の負担がなくなるだけでなく、支援を受けた額の所得税が非課税となります。

一方で企業も、若手の人材採用をしやすくなるメリットがあると同時に、損金算入ができ、法人税の減額も見込まれるところでございます。奨学金の代理返還制度は、奨学金の返済に悩む若者の支援、人材不足に悩む地元の企業の支援、そして地域の活性化にもつながる制度であると思ひます。

そこで、地域の奨学金の代理返還制度を導入する企業に対する行政からの支援制度を創設し、学生と企業と地域社会の活性化を図ることは大変に有意義と考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（吉田雅範）久保産業環境部長。

○産業環境部長（久保雅彦）お答え申し上げます。

今議員お述べのように、奨学金返還支援（代理返還）制度は、独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金を受けていた従業員に代わって

企業が返還金額の一部または全額を代理で返還する制度で、二〇二一年四月の制度変更によりまして、企業から日本学生支援機構に直接送金できるようになりました。

この結果、従業員とりましては、企業が返還した金額分の所得がなくなることにより課税対象額が減るなどのメリットがある一方で、支援した企業にとつても同額を損金算入できるため、法人税の減額を見込むことも可能となりました。

また、本制度を利用する企業は、日本学生支援機構のホームページに企業名や支援内容等を掲載することができるため、企業のイメージアップにもつながります。

こうしたことから、市内企業に本制度を活用していただければ、当該企業にとつて人材確保やその定着につながることが期待できますので、市といたしましても、市内企業各社が本制度に取り組んでいただけるよう、商工会やテクノパーク・なら工業団地運営協議会等を通じて奨学金返還支援制度を紹介するとともに、市のホームページに制度の詳細を分かりやすく説明したものを掲載するなど、その周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ありがとうございます。しっかりと周知していただくしかないかなと思います。

先般、大学に入学をされる親御さんに聞かせていただきましたが、やはりたくさんのお金がかかるということでございました。入学金からお金を創出するのはどうしようかなというところで悩んではって、もう生命保険を解約するしかないわとかいう、そういうお話を聞かせていただいております。こういった支援制度がより幅広く多くの方に知つていただくことが重要かなと思いますので、どうかよろしくお願ひを申し上げておきます。

次に、二番の地域防災力向上への取組強化についてでございます。

本市におきまして、昨年よりも多くの住宅火災が発生し、お亡くなりになられた方がいらっしゃいます。そういった方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、火災に遭われた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

特に防火については日頃からの備えが大事でございます。

まず（二）防火対策については、昨年から本年にかけて火災が多く発生しています。この発生件数をまずお尋ねさせていただきます。

○議長（吉田雅範）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）火災発生状況につきまして報告します。

令和二年が二十四件、令和三年が二十件と推移してきたところ、令和四年は十六件と比較的少ない状況でございました。これに対しまして、令和五年は一月から二月末までの二か月間で、既に十件となっています。

これは、令和二年から令和四年の三年間平均である二・六件に比べて、大幅に増加している状況でございます。

また、火災による人的被害についてでございますけれども、令和二年から四年までが、年間でそれぞれ一名の方がお亡くなりになられております。また令和五年は二月末までの二か月間で既に一名の方がお亡くなりになられている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今教えていただきましたけれども、昨年は十六件、今年は既に十件と、昨年も今年も既にお亡くなりになられた方がいらっしゃるということでございます。こうした火災が頻発している中、市の火災予防について、今どんなことを行つていただいておるのかお伺いいたします。

○議長（吉田雅範）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）火災予防のため、例年は春季火災予防運動や秋季火災予防運動、年末火災予防運動、そして年末警戒を実施してまいりました。

しかしながら今年に入り、火災が頻発したことを受け、五條市消防団による緊急火災予防啓発広報が行われるとともに、市といたしましても、防災行政無線や市ホームページ、公式LINE、自治会回覧、そして広報五條など様々な広報媒体を活用した予防啓発活動を行つています。加えてFM五條にも協力をお願いし、火災予防啓発放送を流していただいています。

例年ですと、三月から四月にかけて火災が増加する傾向にありますので、引き続き防災行政無線や市ホームページ、公式LINE、そして広報五條などを使って火災予防啓発を行うとともに、市内商業施設等に店内放送による火災予防啓発の実施を要請するなど、火災予防啓発活動に力を入れてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それぞれの防火に対する意識を高めるというのが一番大変重要なってこようかと思います。一昨日の三月六日、奈良新聞十二面の掲載記事でございます。その中に「火災報知器 点検を」という見出しで「交換の目安十年、知らないが七〇パーセント、業界団体調査」という記事が載っております。

今日は、議長の許可を得ましてその器具、私の家につけてあるものを持つてまいりました。こういった器具、もう十年経ちますと、使用期限が切れてくる、そして電池切れにもなるところで、私も日頃気にしてなかつたのですけれども、この記事を見て早速試しました。そしたら、警報の確認のボタンがあるんですね。こう押しますと、「正常です」という反応をしてくれるのですけれど、こういった器具を取りつけるのが今義務づけられております。こうしたこと再度、また市のほうでこの際併せて啓発をしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひを申し上げておきます。

次に、（二）初期消火活動の現状についてでございます。

田園地区におきまして、過去にもう五、六年前になりますかな、火災が発生いたしました。そんなに深夜ではなかつたので、初期消火が間に合いまして、近所の方が火事を発見して、そして消火ホース格納庫からホースを取り出して、一か所には三本しか入つてないのですけれども、そこから三本出してきて、まだ届かないからもう一本よそから持つてきて四本のホースをつないで初期の消火を行つたという事例があります。こうした近隣の方の協力によつて大火に至らなかつたというわけでございますけれども、そういった近隣の住民が連携して初期消火を行つた事例があれば教えていただけますでしょうか。

○議長（吉田雅範）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）令和二年では、水道ホースを使用した事例が十件、バケツもしくは消火器の使用などが七件で合わせて十七件。令和三年では、水道ホースを使用した事例が六件、バケツもしくは消火器の使用が四件で合わせて十件。令和四年では、水道ホースを使用した事例が一件。令和五年では、バケツの使用、消火栓ボックスの器具の使用、スプリンクラーの使用がそれぞれ一件、合わせて三件の事例があります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ありがとうございます。

それで、次の質問に移るのですけれども、日頃からここに消火できる器具がありますよという、格納庫の位置の日頃からの認識がなければ、そういった初期消火というのはできないし、日頃から点検を行つておかないと使い物にならないというところでございます。私の住んでおります田園地区では一丁目から四丁目までのホース格納庫が五十六台ございます。現在その管理は田園防災協会がさせていただいております。

以前は田園地区自治会が行つておつたのですけれども、チェックができないということから田園防災のほうでやつてもらえないかという依頼がありまして、田園防災で再度点検いたしました。田園防災は市のほうの補助金もいただきながらいろんな活動をさせていただいております。ちよつとだけ紹介させていただきますと、各単組の自治会二十二あるのですけれど、その自治会から委員さん二十七名を選出していただいてまして、そこに常設の本部役員十五名で構成されております。その中には八名の防災士の資格取得者がございます。年間に約四回余り訓練をしておりまして、消火訓練、消防署に来ていただいて実際に消火器で火を消して、そして消防ポンプ車から放水の訓練等を行つております。そしてまた焼き出し訓練、防災講習会などの開催をさせていただいております。これも市危機管理課との連携、御協力を頂きながら、実際活動をさせていただいているところでございます。

そうした中、先ほども申し上げましたけれども、消火栓ホースの格納庫の中には、消火用ホース三本、四本入つておる、きちきちに詰めて四本入つておるところもあるのですけれども、管そ、いわゆる筒先ですね、筒先が一本、媒介金具、いわゆるスタンダードパイプが一個、消火栓の開閉器、いわゆる鍵ですね、が一本、ゴムの手袋が、うちの場合は二双入っています。

この消火ホースの製造年は不明なものもございますが、一九九八年製造が最も多く、古いものでは一九九二年製、最新は二〇〇二年となっています。このホースの処分年限は十年が目安とされていますし、格納箱も取替えが必要なものは半数以上ございます。次年度にはホースの耐圧検査を実施する予定となっております。こうした中、格納庫の取替え、消火ホースが痛みで使用できないものも一部ございます。

亀山市では、初期消火の促進を図るために市内の自治会が新規に備えつける場合や老朽化により更新する場合に、設置費の三分の二を補助しております。

また上田市、長野県ですね、消火栓に附属して設置するホース、開閉器、管そ、または格納箱の購入に要する経費の十分の五以内に補助金を出していくいただいております。など、こうした多くの自治体で補助金制度が設置されてございます。田園地区以外でも経年劣化したもののが数多く見受けられます。どうか消火栓ホース格納庫にかかる補助金の設置、また補助金創設ですね、新設や取替えに関する要綱を設けていただ

きたいと思いますが、御答弁お願ひいたします。

○議長（吉田雅範）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）市では防災体制を確立し、地域の防災力の向上を図ることを目的に防災活動や物品の整備を推進するため、地区自主防災組織に対し補助金を交付しております、議員お述べの消火ホース格納庫の設置に対しても支援の対象としております。

ただし当該補助金につきましては、一定の上限額を設けていることから、整備規模が大きい事業につきましては、一般財團法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用していただいているところでございます。

引き続き自治会や地区自主防災組織の負担が少なくなるよう、既存の様々な制度を活用しながら支援するとともに、今回の御質問を受け、市内での消火ホース格納庫設置の現状について、再度確認を行つてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）新たに補助金の設置要綱を設けるというのは、今の時期は難しいかなと思ひます。今後にわたつてしっかりと検討していくだけきまして、どうか設置に向けていただきたい。

ただ、今コミュニティの、国からの上限二百五十万円の補助金が使えるというところでございます。それが全ての申し入れをしたところが使わせていただけるのであれば結構ですが、それは抽選になつて、なかなかそのお金がないと設置できないというのもいかがなものかなと思いますで、どうか市独自の要綱を作つていただけますようお願いを申し上げます。

次に、三番目の五條市市民会館の休館についてでございます。

今年度より耐震診断の結果で休館となつていますこの市民会館、耐震診断の結果について、再度お尋ねしたいと思ひます。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）令和元年度に実施いたしました市民会館の耐震診断の結果は、構造耐震指標であるI_s値が〇・二四から三・〇九となっており、建物の一部で「大規模な地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い」とされるI_s値〇・三を下回つております。

のことから、令和四年四月一日より休館といたしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）市民会館の利用実績を尋ねたいと思います。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）ホール及び会議室の利用実績につきましては、令和二年度がホール十六件、会議室百六件となつております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ホールに関しては月に一回か二回しか使われていないのが現状かなと思いますが、会議室がたくさん使われてございます。私も何度も利用させていただきまして、駐車場もあり、そして会議室も大小様々、そしてその上に応接室まである大変使い勝手のいい建物でございました。特に私どもの政党や政治活動、また自身の後援会活動にも利用でき、また商品を案内する営利を目的とした会場にも使えるという大変メリットのある建物でございましたが、そうした耐震診断の結果、今は休館となつたと、しかしながら休館となつた以上は、ほかのところでもこういった代替の施設として使っていきたいという思いで、次の代替となる施設についてという項目を入れさせていただきました。この二番と三番合わせまして、文化・芸術を発表する施設についてという、同じでございますので、合わせて代替の施設となる施設についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）政治活動や文化・芸術活動に利用できる代替施設としては、市内ではシダーアリーナや西吉野コミュニティセンター、公民館、集会所がございます。また市外では、大淀町あらかしホールや御所市アザレアホールなどの近隣自治体のホールがございます。加えて、政治活動には利用できませんが、新庁舎では五條モールや大会議室、コミニティールームがございます。なお、近隣自治体のホールを利用する場合は、市民の皆様に御不便をおかけすることのないよう、使用料などに対する助成制度を設けております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）代替の施設として、私もシダーアリーナを一度使わせていただきました。トレーニングルームでございましたが、そこでの音響を、お借りして…、マイクとスピーカーをお借りしたんですけども、なかなか言葉が聞き取りにくい状況でございましたので、あそこで、私個人としては、開催するのはちょっと難しかなと考えますし、夜、人來ていただくのに余りにも周りが寂しいという状況もございまして、ちょっと年配の方が歩いて来られるようなところでございませんので、やはり会場として私自身は使いにくいかなと思います。

また、今部長お述べの、政治活動に公民館が使えるというお話を聞いていただきました。その辺、私自身この質問をするまで公民館で政治活動、いわゆる後援会活動はできないと思い込んでおりました。その辺、今、部長の答弁の中で公民館が利用できるというお話を頂きましたので、御説明頂きたいと思います。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

議員お述べの公民館の政治活動的な利用でございますが、この活動につきましては、国、文部科学省のほうから平成三十年十二月二十一日付で通知がございまして、社会教育法第二十三条におきまして、公民館の運営方針が示されています。その中で、「公民館が特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」を禁止しているところでございます。本規定の趣旨は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、公民館を政党または政治家に利用させることを一般的に禁止するものではございません。

以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）はい、ありがとうございます。

今までの概念が飛びましたので、私ども政治活動にも地域の公民館が利用できることで認識させていただいてよろしいですね。
答弁、最後にお願いいたします。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

先ほど申しましたとおり、一律に政治活動の制限を加えるということを理解していただきたいと存じます。
以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）どうかよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

ちよつと時間の都合上、使用料に関する補助金制度についてお尋ねするのですけれども、……何を言いたいのかと申しますと、補助金の利用件数は四件で、申請が六万一千円余りであったというのは聞かせていただいております。しかし補助金だけでは補えない、やはり市内で講演または発表会をやるホールが必要だと考えますので、そのことにつきましては、四番のほうでお尋ねしたいと思いますので、四番の質問に移らせていただきます。

それでは五條市と協定等の締結についてでございます。

太田市長が三期十二年間におきまして、多くの締結をしていただきました。この協定の実態について、いわゆるどのような相手様と、どういった協定を締結されているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田雅範）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）本市では防災をはじめ、環境、教育、福祉等幅広い分野において民間事業者等が持つノウハウ等を生かし、市が直面する行政課題の解決に向け連携して取り組むため、様々な連携協定を締結しております。

本市における現在の協定等の締結状況は、官公庁や民間企業等との包括的な協定が七件、大学との連携協定が五件、交流都市連携が三件、災害規定に関する応援協定が四十九件等となっております。その中でもまちづくりを明確に目的とした協定などとしては、奈良県とのまちづくりに関する包括協定や昨年十二月二十七日に取り交わしましたイオンリテール株式会社等との五條市のまちづくりに関する基本合意書がございます。このほかにも直接まちづくりを目的としているわけではありませんが、地域の魅力発信や地域のにぎわい創出などのソフト面からまちづくりにつなげていく協定を奈良県立大学や平成女学院大学などの大学、さらには株式会社モンベルや市民生活協同組合ならコーポなど、民間企業などと締結をしています。

こうした連携協定に基づき、平成女学院大学の生徒さんによる本市の特産品、柿PR活動や、ならコーポさんによる大塔地区や西吉野地区での移動販売試行を既に実施しております。

失礼いたしました。先ほどの答弁でございますけれども、平安女学院大学の間違いでございます。失礼しました。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）山口耕司議員の残り時間はあと十分になりましたので、御通知申し上げます。九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それでは今後の展開についてお尋ねしたいと思います。
たくさんの協定がある中で、先般三月一日に中心市街地の活性化にぎわい創出のためのまちづくりというのを締結していただいた説明を受けたわけでございます。これに特化して質問してまいりたいと思います。

今後の展開について、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）令和四年八月にイオンリテール株式会社と奈良交通株式会社からイオン五條店とそれに併設するバスター・ミナルを含めた周辺のまちづくりについて、五條市も共に検討してほしいとの依頼を受けました。これに対し、市では、イオン五條店周辺は本市の中心市街地として公共交通機関や金融機関、商業施設等が集積する「まちの顔」であることから参加を決定いたしました。その後、地域の実情に精通する株式会社南都銀行にも加わっていただき、令和四年十二月二十七日に相互に協力し、地域の魅力を高め持続可能で活力あるまちづくりの実現に向けて検討することをうたつた「五條市のまちづくりに関する基本合意書」を締結しました。

その後、四者で定期的に当該地域に求められる機能等についての検討を進めています。またこれと並行して、自治連合会をはじめとする市内の団体や市内の高校に通う高校生などを対象に、本市の中心市街地に必要な機能に関して御意見を伺つていいところです。現時点で、中心市街地の活性化のためには、特に商業機能と公共機能が共にある施設が必要という趣旨の御意見を多数頂いております。

このほか、商業施設等の民間と連携することによるまちの活性化やにぎわいづくりを進めておられる全国の先行事例についても、現地を訪問し研究を進めてきたところです。

こうしたことを踏まえ、市では五條市全体の活性化と市民の利便性向上が図られ、近隣市町村を含む広域的な集客が可能となるまちづくりを目指すこととし、その際には民間の資金やアイデアを最大限に活用するとともに、市民の皆様や地域の団体等にも丁寧に御意見を聞かせていただくことを方針しております。

引き続きこの方針のもと、中心市街地の活性化やにぎわい創出を目指して、公民連携による施設設置も含め、イオンリテール株式会社、奈

良交通株式会社、株式会社南都銀行との協議、検討を進め、早期に基本コンセプトを決定したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）大変五條市にとつてはありがたいかなと思います。イオンがなくなってしまうと本当に五條市は火が消えたようになってしまふ恐れもございます。ただ一つ心配なのが、このにぎわいの場としておる場所が、市ハザードマップではイオン五條店が浸水想定区域に指定されているというところでございます。その辺の対策について、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）当該敷地は浸水想定区域に指定されており、今後整備される施設によつては五條市地域防災計画により要配慮者利用施設に位置付けられることとなります。その際には、避難確保計画を作成するなど、利用者の安全確保についても併せて検討していく必要があります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）どうかこの辺、御配慮頂いてのまちづくりをお願いしたいと思います。

それでは最後に、五條市のまちづくりに関する基本合意に関する市長の思いでございますけれども、太田市長におかれましては十二年間、先ほども申し上げましたように御尽力頂きまして感謝申し上げたいと思います。市長になられて南奈良総合病院の協定書を結んでいただいたり、そしてまたシダーアリーナ、そして新庁舎までずっと五條市の発展のために御尽力されて、まちづくりにもしっかりと取り組んでこられたと存じ上げております。そうした中で、このまちづくりに関する基本合意書と併せまして、いろんな市長の思いをお尋ねしたいと思いますので、どうか御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田雅範）太田市長。

○市長（太田好紀）改めまして、本当に最後に答弁をさせていただく機会を頂いて、改めて感謝申し上げたいと思います。

私も十二年間、いろんな形の中でもまちづくりということの位置付けの中で、いろんな連携を取りながらやつてきました。そんな中で、当初は紀伊半島大水害に見舞われたという、これが大変私にとっては就任後間もなく大水害が起つたということで、防災という意識付けが大変

重要だということで、全国の防災協定を結んだというが、当初、最初の始まりだったかなというふうに思います。それとやはり奈良県との連携を取るという協定、これはやはり五條市に対する県のバックアップがなければまちづくり構想はできないということで、県との協定を結んだというのも大変重要。これからはやっぱり民間との協定、いろいろ福祉や観光やいろんな面での協定、大学との協定と、いろいろとやつてきたわけですけれども、先ほど担当部長のほうからお話があったように、十二月二十七日イオンリテールとの協定を、協定というよりも基本的な協定を結んだわけでありますけれども、年末ぎりぎりのときにとってることも実際ありました。これはやはり私は任期満了までが四月二十五日という制約がございました。どうしてもこれだけは成し遂げたい、できるのはまだ先の話ですけれども、形だけを作つていきたいなという、当初これはもう五、六年ほど前からですけれども、イオンリテールさんとの協議を何回もしたことがございます。やはり撤退するか、それとも建替えるか、そういういろんな意見がありまして、大変営業利益も悪いということがございまして、相当な協議を進めてきました。けですけれども、昨年になつて急加速で進めるような状況になりました。いろんな考え方も当然ありましたよし、イオンリテールさんもここに残る限りは行政との連携というのは大変必要だということもありました。その辺でどんどん進んでいった、その中において隣接する奈良交通さんとの連携、そしてもう一つその横には南都銀行さんがございましたので、ちょうどそのとき、南都銀行の副頭取がたまたま五條市に来ているときに参加しないかなというお話をしたら、それはもう私のところも四十五年も経っているという、そういう観点からこの四つの中での合意形成ができたわけであります。

ただ確実な形のものはまだまだこれから詰めていかなければならない部分はありますけれども、今御存じのように、この中心市街地のときに、この新庁舎のところも一応一つできあがりました。新庁舎プラスまちづくり構想ということで、シビックコアというか、小さな拠点を作つていくということは大変大事であろうかなというふうに思つていきましたので、次はイオンの中心市街地のエリアをどうか進めていく。皆様御存じのように、イオンリテールの裏の駐車場というのはほとんどもう使つていないこともあります。もう地権者に返すというお話しとか、いろんなことがありましたので、やはりあのエリア全てを再度見直して、もう一度再生するような形の中で行政も含んだ中での民間との連携を取る、それが一番大事であろうかな、それをどんどん今進めております。

まだまだ時間的には制約がございますけれども、私の任期中にはある程度の一つの形を作り上げていきたいなど、次は次の新しい市長がまたそれを引き継いで頑張つていただければよかろう、それまでの前段の形だけはきつと作つてやつていきたい、そのためにも地域の皆さんは本当に何が必要なのかということで、地域の住民の皆さん、これは高齢者の皆さんから小さい子供さんまでアンケート調査というのですか、

直接意見を聞きながら何を必要としているのか、五條市として何があの中心市街地に必要なのかということを検討しながら一番理想な形の中で進めていかなくてはならない。五條市には、まだいろいろとしなくてはならない部分が当然あります。財政状況も踏まえてですけれども旧庁舎の跡地をどうするのかとか、図書館、大変古いというそういう環境の中で建替えをどうしていくのかとか、いろいろまだ問題が山積していますけれども、そういうこと全てトータル的な形の中で考える上において、その中で一つひとつクリアできるもの、複合型にするのか、それとも集約していろんな形等、総合的に考えていくのか、やはり分散型にするのか、また旧の庁舎跡地をどのような形の中でもっていくのかというのが、いろいろと考へるところでありますけれども、それを今検討しながら最終的な方向性を示していきたい、それが私の最後の仕事であろうかなというふうに思っています。あとは次的新しい市長がまたそれを踏まえた中で考えていくべきだと思ふのですけれども、私が十二年間携わってきた中においてのいろんなつながり、いろんな人とのつながりでいろんな協定を結んできたところもたくさんあります。その今協定を結んでいる方々の連携というのはこれからも継続もしていただきたいし、またこれから結ぶところもいろんな形の中での連携というのは大変必要であるということで、今全力でその辺の方向性を示していきたいなどいうように私は思つておりますので、最後の最後まで力を振り絞つて全力投球で任期満了まで頑張つてまいりたい、そういう気持ちの中で、今回のイオンリテールまた中心市街地の構想も踏まえて、今後皆さん、市民の意見も聞きながら進めてまいりたい、そういうふうに考えております。
以上です。

○議長（吉田雅範）以上で九番山口耕司議員の質問を終わります。（「大変ありがとうございました。」の声あり）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十一時二十分まで休憩いたします。

午前十一時六分休憩に入る

午前十一時二十分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確にお願いいたします。

次に、十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄） それでは議長の発言許可を頂きましたので、通告順に基づきまして一般質問を行います。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症の五類引下げ問題と感染防止対策の継続について。（二）問題についてであります。

この間、五類引下げに対する問題についてはいろんな病院の立場の方、大学教授の皆さん方も表明されておられますけれども、まず国立遺伝学研究所教授の川上浩一教授の見解を明らかにさせていただきたいというふうに思います。

御存じのように、政府は五月八日から感染症法上の位置付けを季節性インフルエンザと同じ五類に引下げる決まりました。これに対し川上浩一教授は、「五類移行とは、政府の公助の打切りを意味します。しかし、国民はじめ医療機関の影響が大きいため政府は期限を決めて公的支援を継続し、段階的に縮小するとしています。」と言られています。しかし、公的補助の打切りは、患者の皆さんももちろん医療機関、医療費も打ち切られるということになりますといふことも言われております。またもう一つは、無料検査がなくなり、安心安全のための検査が気軽に受けられなくなると、流行状況についても全数把握が完全に終わり季節性インフルエンザと同様に定点調査となります。その結果、毎日の感染者数の報告はなくなり、週一回の公表になりますと、今各地で行われておりますウイルスのゲノム解析もなくなり、どんな異変型が流行しているのかも分からなくなるというふうに指摘しております。また、発熱外来がなくなると、発熱外来という公的補助がある仕組みがなくなつて、本当にこの感染者を診てもらえるのでしょうかという疑問を残しております。

それともう一つは、政府が五類にして公助をやめるだけではありません。三月十三日から基本的にマスクを外そうという、そういう見解も出しているということですね。これについては、これからどういう異変株が増えてくるのか予想できない、もう既にアメリカで流行しているXBB・1・5は日本にも発生しております。数週間前の新聞報道では奈良県でもこのXBB・1・5の感染者が発生したというふうに報道されているところです。こういうリスクを抱えているときに、コロナ対策予算を減らして、同時にマスク着用の緩和をするというのは意味不明で科学的ではないのではないかというふうに言われております。

そしてもう一つは、新型コロナは後遺症を伴う病気ということですね。オミクロンは弱毒と言われますが、感染力は非常に強い、ウイルスが増殖して様々な臓器が痛めつけられるオミクロン感染による後遺症が報告されている。したがいまして、五類移行ではなく後遺症の全体像の調査、治療費の公的補助の継続、政府はそういうことをやつていただきたい。そして感染第九波が阻止できる対策をやつてほしいという

ふうに見解を述べられております。

また大学病院の関係の先生方は、どのようにこの五類移行への見解を述べられているかということを明らかにしておきますと、全国八十二の大学の医学部長や病院長らで作る全国医学部長病院長会議というのがあります。この病院長会議がこの五類移行への問題に対し、厚生労働省に要望書を提出しております。その要望書の内容の重点を明らかにしますと、持病がある人や高齢者は重症化リスクがある上、大学病院は免疫が落ちたハイリスク患者が大変多く来られると、病院内にウイルスを持ち込ませず院内感染を防ぐ対策が五類になつてもこれまでと変わることなく必要になると、またコロナ対応は感染防護のため通常の診療より三倍ほど人手が必要と、そのほか病院内の清潔区域と汚染区域の区分け、隔離のための空間も必要で、とにかく病院は人手、時間、物資、空間を要すると強調されています。その点、日本は人手、医療資源、医療財政全てぎりぎりでやつてているということを述べておられますね。そしてコロナ対応への診療報酬の加算や病床確保などへの財政支援を継続するように求められているわけですね。財政支援があつたこの間の二〇二一年度の大学の皆さん方の収支はどうかといいますと、八十大学、百三十六病院の医療収支は、合計でマイナス一千百七十五億円の赤字やつたと、財政支援があるこの間でも、八十大学はこれだけの赤字になつてているというふうに述べられておるわけですけれども、五條市の状況もありますけれども、こういう専門家、学者が重要な見解を述べられているわけですから、五條市民の皆さん方の安全、健康を担当していただいている皆さん方のこの五類移行への認識と見解を重点的に答弁頂きたいというふうに思います。

○議長（吉田雅範）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

一月二十七日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更等に関する対応方針について」が決定され、五月八日から新型コロナウイルス感染症について、五類感染症に位置付けることとされました。

なお、国では、位置付け変更前に改めて専門家の意見を聞き、五月八日に位置付けを変更することが適切であるかを再度確認した上で最終決定するとしていることに加え、今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、直ちに対応を見直すとしております。

引き続き、市としましては国の動向に注視してまいりたいと思つております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）皆さん方の立場からいいますと、政府、國の方針というものを無視できなわけですけれども、やはり現実、この奈良県でもXBB・1・5が発見されているわけですから、この今感染者が減少している時期ではありますけれども、それぞれの専門家が指摘しているようにまだまだ気を緩めたらいかんということですから、私はやはり県・国に対しまして、五類への引下げはそう安易にやるべきではないと。そして必要な医療支援、財政支援等々も行って、無料検査も継続するよう国・県へ要請していくというこの姿勢が市民の皆さん方に対する責任を果たす上においても重要なではないかというふうに考えますけれども、五條市のこれから取組についても、合わせて答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（吉田雅範）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）第一点目でございます。

国への要請につきましては、市としては、今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、感染防止対策の実施が必要となつた場合は、県市長会などを通じ、その速やかな実施を国へ要請してまいりたいと考えております。

二点目の御質問でございます。

今後の五條市の取組という御質問でございます。

二月十日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受け、市では二月二十七日に五條市新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、五條市新型コロナウイルス感染症対応基準の変更について協議し、事業者として感染防止対策を継続することとしました。

また、五月八日の五類感染症への位置付け後においても、季節性インフルエンザ同等、流行状況を考慮しつつ、必要な対策を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今部長、答弁頂きましたことにつきましては、今日の朝、議運で提出されました五條市のコロナ感染対策について、これ

からこうやっていくんやという考え方を表した資料を頂いております。だからそんなに政府の言うとおりにはせずに、やはり感染防止対策の必要なことをやつしていくという考え方でまとめられておりますので、その点は引き続き取り組んでいただきたいというふうに考えます。

しかし、まだまだ感染者が減少したとはいえ、この日本の都道府県の中で感染者ゼロということは現在ないわけですからね、減少はあってもね。だからまだまだ、地方自治体、市町村においても県・国へ上げるべき意見は上げて、今度こそ感染者をなくして第九波を阻止するという腹構えで頑張っていただきたいというふうに思います。

それでは次、大きな二番、マイナンバーカード一体化の問題と紙の健康保険証の継続について。まず（一）問題について、明らかにさせていただきたいというふうに思います。

御存じのように、政府は現行の健康保険証を来年秋に廃止して、マイナンバーカードを保険証として利用することを決めております。御存じのように皆さん、今マイナンバーカードは、法律上は個人の自由、任意ということになつております。法律ではマイナンバーカードを持つか持たないかは任意になつてているわけですけれども、この今政府が出した見解は、もう健康保険証を廃止やら、廃止してマイナンバーカードを利用するということは、このマイナンバーカード、任意となつてている法律を無視した見解になると私は考えます。だから事実上、マイナンバーカードを強制すると、法律では任意、しかし一方では強制ということになる大変問題のある見解ではないかというふうに私は考えます。こういった政府の方針に対しまして、医療機関やその他の専門家の皆さん方はどのように見解を出しておられるのか、その辺もまず明らかにさせていただきたいというふうに思います。

大阪府の保険医協会というところがあるわけですが、この協会の皆さん方がこの政府の見解に対しまして、健康保険証廃止は撤回しかないという理事会の声明を発表しております。その声明の主な内容は、まずマイナンバーカードによるオンライン資格確認を取得しないなどによる、しない方に対する資格確認書の有効期限が一年で、発行を求めるには高いハードルが設定され、実質強制的にマイナンバーカードの取得が迫られると、もう一つはオンライン資格確認のトラブルが相次いでおると、そして窓口業務の負担となつていると、マイナンバーカードのみの受診でシステムエラーが起これば資格確認が行えず、一旦患者に十割負担を求めることになると、そしてもう一つは代理交付や対面手続の簡素化、高齢者施設等での施設長による入所者分のマイナンバーカードの管理を認めるなど、プライバシー保護を軽視したやり方になるのではないかというふうに声明発表しております。

この声明の中で、マイナンバーカードのみの受診でシステムエラーが起これば、資格確認が行えずというふうに言われておりますけれども、

そのエラーの内容を少し詳しく明らかにしますと、マイナンバー保険証は、カードの面に保険証の情報が記載されていないと、これでは保険診療ができないと多くのお医者さんが心配しているということですね。しかもこのマイナンバーカードシステム、インターネット上の常時接続と安定した電源が必要だと、インターネットがつながらないトラブルがよくあるけれども、災害や事故で停電が発生することもあると、そのときはストップになるわけですね。また医療機関にマイナ保険証の読み取り機を設置するスペースも必要になるのだと、だから小規模な医療機関では設置が難しいと、また医療機関への導入費用も安くないと、補助はあるけれども上限を超えた部分は医療機関の負担になってしまふと、システム導入を義務化するなら病院をやめるという病院も今現れ始めているということを病院関係、専門家の皆さん方が見解を出しているわけです。

したがいまして、初めに申し上げましたように、マイナンバーカードは、法律上は任意と、それをもう事実上、強制的に移行して今までの健康保険証を使えないようにするということは、これは国民の皆さん方のマイナンバーカードを持ちたくないという、個人情報が漏れるという心配もあつて持ちたくないという考え方の方には大変な縛りになりますね。

同時に、今明らかにしましたように、患者を受ける病院の皆さん方の負担が大変だということです。そして災害や何かのトラブルで電源が切れたときにはもうそのシステムは使えないという、まだまだ大変問題のあることが予想される中で、この健康保険証をなくしてマイナンバーカード一本にしようとしていることありますけれども、五條市にとつても、大変市民の皆さん方に直接関係の深いことですから、市民の皆さん方のいわゆる利便性、そして負担軽減に責任を発揮しなければならない五條市として、どのような認識と見解を持つておられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田雅範）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）御答弁申し上げます。

まずマイナンバーカードは強制ではないのかという点についてですが、マイナンバーカードと保険証の一体化によりまして、マイナンバーカードの取得が強制されるものではなく、この点につきましてはこれまでと同様、申請に基づいて交付されるということになつております。

もう一つの医療機関でのオンライン資格確認の導入につきましては、令和四年の六月から国が導入費用の補助金の上限額を引き上げたことや診療報酬請求手続など事務コストの軽減が図れること、それから患者の医療情報等を踏まえて医療サービスが提供できることなどから医療機関にとつても導入のメリットが大きいものと考えております。

次に、本市におきます導入医療機関についてですが、令和五年二月二十六日現在、二十一施設で対応可能となつております。

また、五條市医師会に加入している医療機関に限りりますと、現在、マイナンバーカードの健康保険証利用ができない医療機関につきましても、導入が求められない一施設を除き準備を進めていると聞いておりますので、順次、マイナンバーカードによる医療機関の受診が可能になつていくものと考えております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）大変複雑な問題ですから、担当の皆さん方としても大変やと思ひますけれども、やはり法律を無視したやり方という大きな問題、そして病院関係、その他関係する機関の負担の増大、その辺今明らかにさせていただきましたけれども、やはり今までどおりの健康保険証の発行は行うべきだと、いわゆるこれは何もマイナンバーカードでいきたいという方はそのやり方でいいわけですけれども、マイナンバーカードを持ちたくないという方にはやはり法律に基づいた任意の保障をやはり国民に保障すべきだというように思います。

したがいまして、希望する方には今までの健康保険証を発行するよう五條市とともに県や国に要望すべきだというふうに考えます。

今日の新聞報道でもありますけれども、厚生労働省は二月二十四日の記者会見でこういう新しい……新しいというよりも具体的な見解を発表しております。健康保険証と一体化したマイナンバーカードを取得しない人に発行する資格確認書をめぐり、取得しない患者が支払う窓口負担を高くする考え方を示しているわけですね。取得しない患者の支払いの窓口負担を高くする、格差を政府が作り出すということになるのではないか。こういうことも政府は言い始めているということですから、やはりこの法律を重視する民主的な政治を維持するためにも健康保険証の発行を政府に求めていくことが大変重要ではないかというふうに考えますけれども、これから五條市として市民の皆さん方が困ることのないような、そういう取組も含めて答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（吉田雅範）田中すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（田中久美）国におきまして、マイナンバーカードを持たない人も安心して医療が受けられる手続について検討されていると聞いております。こうしたことから、本市といたしましては紙の保険証の廃止の撤回を国に求めるることは考えてはおりません。

ただ市民の皆様がお困りにならないよう国の進めているものといたしまして、昨日閣議決定されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律案によりますと、紙の保険証廃止後の健康保険の資格確認はオンライン資格確認

を基本といたしますが、マイナンバーカードにより資格確認を行うことができない状況の方につきましては、保険者が被保険者に提供する資格確認書により確認することとなっています。

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルから保険証利用の初回登録が必要となります。これにつきましても、お持ちのスマートフォンやパソコン、セブン銀行のATM、顔認証付きカードリーダーを設置している医療機関や薬局などからも行なうことができるようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）いろいろと答弁頂きましたけれども、先ほど申し上げましたように健康保険証を発行するのも、いわゆる資格確認書を発行するのも国の費用やら体制は何も変わらないということですね。したがって、その辺のこともあるわけですから、今までの健康保険証の発行を要求されるとともに、やはりこれから推移はきめ細かく見届けていただいて、市民の皆様方が困ることのないようにならざり取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

この健康保健証の廃止ということで今日は質問しましたけれども、この間の報道を見ておりますと、将来は介護保険も同じように保険証をなくしてマイナンバーカード一本に一体化するということを、政府が見解を出しておりますから、介護保険課のほうにおきましても、早く国の動向を掌握して市民の皆さん方の困ることのないような取組を強く要望頂きまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

昼食のため午後一時まで休憩します。

午前十一時五十五分休憩に入る

午後零時五十九分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

次に、五番吉田 正議員の質問を許します。五番吉田 正議員。

〔五番 吉田 正質問席へ〕

○五番（吉田 正）それでは五番吉田 正の一般質問を通告どおり行わせていただきます。
まず最初に、小・中学校の緊急時の危機管理についてお伺いいたします。

緊急時と言いますと、異常気象によります大雨、暴風また台風であつたり地震など自然災害に起因するものであつたり、新型コロナ・インフルエンザによるものであつたりと、いろんなことが想定されると思いますが、その際の児童、生徒等に対する危険を回避する避難方法として学校内待機、下校措置、休校、学級閉鎖など様々な方法があると思いますが、それらの危機管理の決定伝達はどのようになつてているのかをお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

学校における危機管理につきましては、自然災害による警報発令時の休校措置や避難措置、感染症の蔓延による学級閉鎖や休校措置など様々な事象に対する危機管理が想定されております。

台風や大雨による警報発令時の対応等につきましては、五條市校園長会と教育委員会とで協議、決定した事項に沿い、午前七時現在で奈良県全域及び奈良県北部並びに五條市北部・南部に発令された場合は休校とし、自宅待機となります。また、登校後に発令された場合においては、各校が作成している危機管理マニュアルに照らし合わせ、児童・生徒の安全確保に努めております。

特に小学校の児童においては、緊急時の保護者への引渡しのマニュアルや、緊急時引渡しカードを作成し、確実に保護者に引き渡せるように配慮しております。

また、感染症の蔓延による学級閉鎖等の措置につきましては、学校保健安全法施行規則に掲げられている出席停止期間の基準にのつとり、学校医の意見も踏まえ、学校長と教育委員会が協議の上、学級閉鎖や学年閉鎖等の措置を行つております。
以上です。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）それらの措置を講じた場合、各学校からは教育委員会に対して当然報告があると思いますが、どの時点であるのかお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）先ほども述べさせていただきましたが、措置を行う前に詳細な聞き取りを行っています。措置が講じられた場合は、速やかに学校長から教育委員会に報告を行います。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）学校、教育委員会でその措置が事故なく円滑に完了したかという確認はどのようにして取られるのか、その点お伺いします。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

全ての措置につきまして、完了時だけでなく進捗状況についても学校長から逐次報告を受けております。

また、その措置により、休校や学級閉鎖等が行われた場合においては、五條市立学校の管理運営に関する規則第六条にのつとりまして具体的な事実や措置の状況等の詳細を教育委員会に報告しているところでございます。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）緊急時には教育委員会、学校、保護者との連絡を密に取つて行つていただきたいと思います。

今はメールを利用して保護者との連絡を行つていると聞くのですが、現在は共稼ぎの御家庭が多いとと思います。連絡が取れないとき等もあると思いますが、そのような場合はどうされているのかをお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）各校におきまして、年度当初に作成している個人調査票に必ず連絡が取れる携帯番号を複数記入していただいております。これに基づきまして、緊急時には各家庭と連絡を取つております。併せてメール等の一斉配信サービスへの登録をしていただいており、緊急時には電話連絡よりも早く連絡が取れるようにもしております。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）やはり普段からの意識が大事だと思うのですけれども、想定している避難行動、待避方法等を保護者にしっかりと告知しておくのが大事ではないのかと考えておるのでですが、そのような行動措置マニュアルを示した冊子などは作成しているのかを含め、周知はどのように行っているのかをお尋ねいたします。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）市内全ての小・中学校におきまして、危機管理マニュアルを作成しております。これらのマニュアルについては毎年更新をするとともに、教育委員会においても、その内容について点検を行っております。

また、各校の危機管理マニュアルの中で、児童・生徒・保護者に周知が必要な部分につきましては、抜粋した形でシート等を作成し、配布しております。

なお、配布する際には、各家庭で家族の誰もが目につく場所に掲げていただきますようお願いしているところでございます。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）いろんな形の災害等が増えてきております。また学校適正化に伴い学校周辺の地理、周辺環境がよく分からぬ保護者もいるかと思います。各学校の保護者に対する緊急避難時の方針について分かりやすい通知、告知をお願いいたします。事故なく措置が完了するよう、これもよろしくお願ひいたします。

次に、廃校の学校施設の利用についてお尋ねします。

今月末をもって北宇智小学校は閉校となり、五條東小学校に統合され学校適正化は完結いたします。閉校になつて使われていない小・中学校は適正化前の大塔小・中学校、野原小学校、阿太小学校、北宇智小学校になるかと思いますが、以前北宇智小学校の跡地利用について質問したことがあるので、今回はこれらの施設の体育館の利活用についてお尋ねします。

現在、各地域に地区体育館等があり、多くの方が利用されていると聞いておりますが、利用する方が多く、申込時にあふれて利用できない人、団体があると聞きます。そこで現在使われていない、今言つた学校にある体育館の利用はできないのかをお尋ねいたします。

また管理上の問題、費用の問題等もあると思いますが、それらを利用する側として、しっかりと協議して利用してもらうべきと考えます。何より耐震補強も済んでいる施設です、もつたいないと思います。放っておいても、資産ならば利用している資産のほうがよいと考えます。

お考えをお願いいたします。

○議長（吉田雅範）名迫教育部長。

○教育部長（名迫雅浩）お答え申し上げます。

閉校後の学校施設については、常駐職員がおらず日々の管理を行っていないため、安全面や衛生面の観点から、その使用を原則禁止しております。

しかしながら、災害等の発生時の避難所として指定している施設も一部にございますので、議員お述べのような事象など、地域住民の方が希望される場合に閉校施設を利用していくことが可能か、まずは、安全面や維持管理面など、解決すべき課題を整理した上で、検証していきたいと考えております。

その結果、利用が可能となれば、利用条件に関することなど、ルールづくりを行ってまいりたいと考えております。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）市民にとつて有効的な施設となるようにしっかりと検討していただきたいと思います。

次に、教育長は今年度をもつて退任されると聞いておるのでですが、教育長には五條高等学校校長時代から大変お世話になつてしましました。五條高等学校校長時代にはスクールバスの導入、授業選択制度の施行など学校環境の整備・充実を図つていただきました。本市の教育行政においても小・中学校の学校適正化、認定こども園整備事業を行つていただきました。これらの五條市の教育行政、教育環境について今現在思つておられることがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田雅範）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）五番吉田 正議員の御質問にお答え申し上げます。

まずもつて、このような御質問を頂きましたことに、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

御指摘のように、私は五條高等学校校長として三年、そして五條市教育委員会教育長として十一年三か月、大切な役目を頂いてまいりました

た。

とりわけ五條市教育長としてのスタートのときは、紀伊半島南部の大災害があつたその年がありました。私にとつて手探りの状況もあつたわけですけれども、大塔地区の学校をどうするのかというのが最初の大きな課題であつたのを今懐かしく思つてはいるところであります。

当時の学校は大塔地区だけではなくて児童生徒数が減少期にあり、学校の規模と配置の適正化を図ることが五條市の小・中学校の将来に向けた重要な事業でありました。加えて認定こども園整備事業もまた修学前の保育所・幼稚園の園児数の減少への対応と併せて、女性の就労に関わる社会の要請でもある重要な事業であつたというように認識をしています。

ほかにもいろいろな事業があり、どう進めていくかを考えることが、今から思えば私にとつて充実した日々であつたと振り返るところであります。

これらの事業を進めるに当たつて、私は次の二つのことを大切にしてきました。その一つは我々のやつてはいる事業やいろんなことは一つひとつ捉えていくのが普通でありますけれども、私はその一つひとつはつながり、いわゆるコネクトという言葉でよく使われますけれども、ほかのものとつながっているのかということを大切にしながら考えることが重要だと考えてきました。それぞれがよくても、その一つひとつがつながればさらにより成果が生まれると考えてきたからです。きっと今後の教育にとって、このことはさらに問われてくる大きな観点だとうように思っています。

学校教育で言えば、小学校から中学校へとどうつながつてはいるのかという小・中一貫教育の理念の問題です。さらに言えば、小学校と幼稚園や保育所、いわゆる就学前教育・保育がどうつながつていくのかという課題、その効果はつながりによつて当然違つてくるというように思つています。

西吉野農業高等学校における学校と地域のつながり、これも大変地域の方々に協力をしてもらひながら進めてきた課題であります。もちろん保護者とのつながりは子供たちのよりよい保育、教育環境に大きく関わってきます。市の行政で捉えてみれば、市役所内の部や課が効率的につながつてこそ住みよいまちづくりの施策が進むと思つています。

令和二年三月に発刊された「五條市ビジョン」の第一條に「子どもを育てたいまちをつくる」と定められています。

二つ目は、これからまちづくりにあつて、「子ども」がキーポイントになると考えます。本市で生まれ育つた子供たちをどう育てていくのか、そしてその子供たちが地域とつながりを持つて、自らのふるさとへの愛着を持つて成長することを、市民みんなで支えていく体制の構

築が五條市行政の大きな柱になつてくると思ひます。持続可能な社会を子育ての観点から捉え、確かな保育・教育の場を確保していくことを願っています。

私の教育長としての役割は、こうした理念を大切にしてきたつもりです。成果はもちろん十分ではありませんでしたが、私なりに精一杯努めさせていただいたと思つています。ここまで進めることができたのは、市民の皆さん、議員の皆さんのお支援、御理解のお陰にほかなりません。しかし、教育の成果はすぐ表れるものではなく、これら施策を地道に丁寧に今後の取組へと継承することによって具現化されるものと確信しています。

どうか皆様のお力で実を結んでいただくよう願つてやみません。

偉そうなことを申し上げましたが、お許しを頂きたいと思ひます。

五條市がますます素晴らしいまちとなりまことを心から願つて、私の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）ありがとうございました。

在任中の御尽力に対し改めて御礼を申し上げます。これからもますます御活躍されることを心よりお祈り申し上げます。

次に、市長にも退任に当たつて同等のことを聞こうと思つておりましたが、さつき山口議員さんのときにお答えになられたので、私のほうからは副市長に、副市長もこの二年…、二年でしたね、在任していただいて、今年度末をもつて県のほうに戻られるということをお聞きしております。この二年間の在任中に五條市に對して思われたこと、またこれから五條市がこうあるべきではないかというお考えがあれば、今民間でも問題になつております本市で言うと職員さんの労働環境等も含めて、本市に、もし思うことがあればお話を伺いたいと思ひます。

○議長（吉田雅範）人見副市長。

○副市長（人見達哉）五番吉田 正議員の御質問にお答えさせていただきます。

まずはこのような御質問を頂き、誠にありがとうございます。

先ほど吉田議員からもございましたように、私の在任期間は二年間という本当に短い期間でございました。しかしその二年間でも五條市は大きく前進してきたのではないかと考えております。具体的には、先ほど教育長の御答弁の中でもありましたけれども、学校適正化が完了し

たこと、それから認定こども園の三園の整備も終りました。そして一昨年十一月には新庁舎がオープンいたしました。また昨年の三月には西吉野農業高等学校の第一期生が卒業し、市内で就農された方もおられました。

こうした成果に加え、新たなソフト面での取組もスタートしてきているところです。一つは本日山口議員の御質問もありましたけれども、子ども食堂への支援を始めさせていただいた、それからGIGAスクール構想に合わせ教育のDX化も進めているところです。このように子育て支援や教育の内容の充実など、こういうことも努めてまいりました。さらに市民の方の大事な移動手段であるコミュニティバスなど地域公共交通の再編についても新庁舎の開設に合わせ行わせていただきました。また昨年の十一月にさせていただきました新庁舎のイベント、それから今年三月に予定しておりますけれども、吉野川を中心としたイベントなど、新たにぎわいづくりにも努めているところです。このほか先ほどの山口議員の御質問にもありましたけれども、イオンの周辺地域であるとか、それから旧庁舎の跡地など、中心市街地の活性化についての検討も本格化してきております。さらには市民会館や観光施設など公共施設の在り方そのものの見直しも着手させていただきました。このように本当に五條市はいろんな面で前進してきたと考えております。

また財政状況につきましても、県から令和二年度に重症警報が出されましたけれども、今年度に入りましてそれは解除されました。これはもちろん物価高騰対策であるとか新型コロナウイルス対策等で国からの交付金や地方交付税が増加したという要因もございますけれども、これも市民の皆様や議員の皆様、それから職員の皆様の御協力があつたおかげだと考えております。

こうした中、先ほど吉田正議員の御質問にありましたけれども、若者の職員を中心に中途退職者が増えてきたのも事実です。これにつきましては本市だけではなくて、国や都道府県、それからその他の市町村でも起こっている公共団体全般に見られる現象でございます。これも昔のような終身雇用制度ではなくて、自分自身のキャリアパスを考え、機会があればステップアップしていくために積極的に転職するのが当たり前になってきたという考え方があががつてきたことが大きな要因と考えております。

実際、私自身が委員長として採用試験での面接に従事させていただいておりますけれども、このような民間企業から本市に転職されてくるのが本当なのかなと思うようなところから応募されていることも多々ございました。そういったことが一面として考えられるところでございます。

もちろん労働環境の改善についても取り組んでまいりました。若手職員の支援であるとか人材育成、ワーク・ライフ・バランスの推進など、そういったことを中心に、例えではございますがメンター制度、これは若手職員さんが入って来られて仕事のことであるとかそのほかのこ

とで困られたことがあるときに相談相手になつていただく者をあらかじめ職場として指名させていただく制度です。こういったものであるとか、そのほか休養室の設置であるとか、またメンタルヘルス対策の充実もさせていただきました。また私が会長を務めております互助会においても負担金の削減をしたり、給付サービスの拡充などもさせていただいたところです。そのほか事務の見直しであるとかデジタル技術を活用して業務の効率化にも取り組んできたところでございます。さらに給与面においても、今までの制度を見直し昇給抑制を課長補佐級から課長級に引き上げたことをはじめ、主任、係長への就任昇格時期の早期化であるとか管理職手当の抑制廃止等、給与水準の見直し、実施に向けた取組を現在も進めているところでございます。さらにこれまで実施しておりませんでしたけれども、年度途中からの職員採用についても踏み切らせていただきました。このように職員の労働環境についても様々な取組をさせていただいたところです。

このように五條市は大きく変わりつつあるのですけれども、やはり五條市を取り巻く環境が厳しいのは事実でございます。皆さん御案内でございますけれども、人口減少や少子高齢化など、これは五條市に限った問題ではありません。日本全国が抱えている問題でございます。こういった課題であるとか、DXやカーボンニュートラルなど世界の潮流の中で取り組んでいくべき課題がございます。しかしこういった課題も、本市のような小規模自治体にとって非常に人的にも財政的にも取り組むのが難しい課題ではございます。また新型コロナウイルス感染症の拡大を一つの契機とし、先ほどの働き方の話でもございましたけれども、やっぱりライフスタイルであるとか、生き方自体が大きく変化してきているのも事実でございます。こういったことを踏まえ、住民ニーズもさらに多様化してきております。また日本経済は長期低迷傾向がまだ続いておりますし、ロシアのウクライナ侵攻に伴う物価高騰などもまだまだ続いております。こうした中、国は補正予算をかなりやつていただいておりますけれども、現実問題としてかなり厳しい財政状況にあるのは事実でございます。こうした中、本市の財政というものは三割が自主財源で残り七割が交付税などの依存財源に頼らざるを得ない面がございます。こういった中、本当に先が見通せないというのが財政状況でございます。

今申し上げたように、本市を取り巻く課題というのは様々ございますが、そしたら何をすればいいのかというのが大きな課題になつてくると思いますが、やはりまずは今住んでおられる市民の方々が本市に住んでよかつたなと思つていただきことをまずはやつしていくべきだと、私自身は考えております。そういうまちであれば訪れたり移住したりする人、すなわち世に言う交流人口というものが増えてくるものと思います。そうすれば本市のにぎわいづくりがさらにつながつていくものと考えております。もち
先ほどから述べましたような、これまでの成果を土台として続けることを続けていただきたいということを私自身は思つております。もち

ろん変えるべきところがあればそれは恐れずに変えていただき、また新たなことに取り組んでいただくチャレンジ精神を持つていただきたいというふうに私自身思っております。なおその際に留意していただきたいのは、やはりお金は限られている、それから人材も限られているという点でございます。市職員だけで全ての課題が解決するわけではございません。地域や市内外を問わず民間企業やボランティア団体と連携、協力していくことがありますこれから求められます。またこれまでしておりますけれども、県内外も含め他市町村との広域連携などにもますます取り組んでいく必要があると考えております。

最後に、最も重要なものの一つとして私自身が申し上げておきたいのは、地域においても市役所内においても人材づくりだと思います。お金があつても人がいなければ何もできません。やはりそのためにも市職員の皆さんにとつて働きがいがあり、働きやすい市役所づくりに引き続き取り組んでいただきたいというふうに考えております。

様々な制度面の改善等ももちろんございますけれども、まずは日常業務で忙しいと思いますが、心の余裕を持つていただくためにも職員皆さん一人ひとり、皆さんには自分のしている仕事や家族のこと、それから趣味のことなども含めて自分自身を定期的に振り返っていただきたいというふうに思いますし、また管理職の方々には部下の方の行動に常日頃から目配りをしてだいた上で積極的に声かけをするなど、コミュニケーションの確保に努めていただきたいというふうに考えております。

私のほうからの答弁は以上とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）大変ありがとうございました。

県へ帰られるということで、県のほうに帰られてもますますの御活躍を期待しております。また併せて県の補助金をたくさん五條市のほうに引っ張ってくれるように、そちらのほうにも御助力をまたよろしくお願い申し上げます。（笑声）

先ほどから市長が横で、俺も何か言いたいな…というような顔をしているのですけれども、市長、何か言つてもらえますか。

○議長（吉田雅範）太田市長。

○市長（太田好紀）教育長、また人見副市長の話を聞いていますと、山口議員のときは部分的なことしか言えなかつたので、総括というのですか、まとめてちょっとお話をしたいなというふうに思います。

本当にこの十二年間、紀伊半島大水害から始まって最後はコロナ禍ということで、何か災害の中での十二年間だったのかなというような一つの流れであります。

あの当時、十二年前、今残っているのは、ここで議員さんで言いますと藤富議員、大谷議員の二人でした。本当にころつと様変わりをしました。その中でいろんな議員さんとも共に話し合いをしながら、協議をしながら今まで十二年間やつてきた、本当に素晴らしい議員に出会つたなどということで、改めて感謝を申し上げたいなと思います。

いろんな形の中で、私の人生観の中でいろいろ勉強させていただきました。自分が改革をしていこうという、そういう思いから今までやつてきたわけでありますけれども、いろんな衝突もあつたし、いろんな形の中で議論もたくさん当然ありました。でも前に進もうとうのは、私もすけれども、多分議員さんも同じことであろうかなというようと思つております。

その中で私が一番最初に取りかかつたのが、いまだに覚えているのですけれども、本当にみんなに喜んでもらつたなというのは成人式なんです。成人式を前日にする、そして昼からにする。相当批判があるかなというような思いもあつたのですけれども、過去の女性の方、子供たち、成人式を担う人たちを見ていると、大変だなということから、これをやつてみようということで、いろんな意見もあるうかなと思つたのですけれども、一切そういう苦情もなく、ああこれはよかつたなって、そこから始まつたのかなというような思いがあるのですけれども。

災害から、紀伊半島大水害、これは本当に県そして国の連携が大変良好に取れた、奈良県の荒井知事をはじめ、また国では国土交通省、いろんな形の中でのつながり、そして連携が取れた。昨年度は大塔の清水地区で一つ竣工が、区切りができたということで、今現在感謝の気持ちを込めて義援金やまた寄附等を頂いた三百件の方に再度、皆さんに礼状を書く準備をしております。これは本当に十二年間こうして、あの当時四百五十くらいの人口、大塔地区でありますけれども、今では二百数十人ということで、少なくなりましたけれども、そういう義援金や皆さんの助けを得て現在も生活ができるような状態になつたということで、最後の感謝の気持ちを、一つの区切りをつけたいということでお礼状を出そうと思っているのですけれども、そういう一つひとつ集大成をするために、今やるべきことを四月二十五日までに、最後の最後までやり遂げて、そして次の人にはバトンタッチをしようということで、大変そういう面ではやることがたくさんありますし、いろんな人に感謝の意を込めて、これから次のステージに行くためにも、私のやるべきことをしっかりとやり抜いていくというのが私の今の思いであります。

いろんな形の中で、皆さんと共に、今日おられる議員さんと共に、あともう少しでありますけれども、精一杯議論をしながら、そしていろ

いろと私の思いを今日まで支えてくれた市民の皆さん方、また関係各位、いろんな方に感謝を申し上げて、今後五條市がもっと素晴らしいまちになるべく、そして住んでよかつたなというようなまちになるべく、これからも頑張っていただきたいなど、その一つの礎を私ができたらそれでよかつたのかなというふうに思つております。

ぜひとも議員さん、まだまだ任期途中でありますので、さらなる五條市の発展のために頑張っていただきたいなというように思います。私はこれからまた一市民としてまた違った角度から五條市を見つめてまいりたい、そういうふうに思つておりますので、ぜひとも御支援、また御指導を賜りますようお願い申し上げて、最後の一般質問ですけれども、最終的には議会の最終日にも御挨拶をさせていただきたいと思いますけれども、本当にいろいろとお世話になつたことを改めて感謝を申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。（「五番」の声あり）

○議長（吉田雅範）五番吉田 正議員。

○五番（吉田 正）市長におかれましては十一年間本当に大変御苦労様でございました。

先ほどから教育長、副市長、市長と三人のお話を伺つていて、もつたいないなあ、もうちょっと頑張ってくれたらいいのになあつて……思う、感じた次第でございます。（議場に声あり）おつてくれるんですか、（笑声）それは冗談だと思いますけれども、今までお三方においては五條市に対していろんな御尽力を賜つたこと、この場をお借りして厚く御礼を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田雅範）五番吉田 正議員の質問を終わります。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、報第一号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第二号 専決処分の報告について（五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正）。

○議長（吉田雅範）報告を求めます。名迫教育部長。
〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）失礼いたします。

ただいま上程頂きました報第二号、専決処分の報告について（五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧頂きたいと存じます。

提案理由につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして、五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正について、地方自治法第百八十条第一項の規定により専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を本議会に報告するものでございます。

次に、恐れ入ります、議案書三ページを御覧頂きたいと存じます。

改正の内容につきましては、まず改正条例の本則でございますが、子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第十九条第二項が削されることに伴いまして、同法第十九条は第一項のみの条となることから、第一条第一項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第二項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改めるものでございます。

また、別表第二中の利用料の時間区分において、脱字があつたため文言を整理するものでございます。

なお、附則では、施行期日を定めており、施行期日を令和五年四月一日としております。

以上で、報第二号の専決処分の報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。
これより質疑に入ります。――

質疑を終わります。

以上で、報第二号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第三号 専決処分の報告について（五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例及び五條市子ども・子育て会議条例の一部改正）。

○議長（吉田雅範）報告を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美）失礼いたします。

ただいま上程頂きました報第三号、専決処分の報告について（五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び五條市子ども・子育て会議条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和四年六月二十二日に公布されたことに伴い、地方自治法第八十条第一項の規定により令和五年二月一日付をもつて専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の六ページを御覧頂きたいと存じます。

初めに、第一条の五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法第十九条において、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める規定の第二項が削除されたことにより、本文中法第十九条第一項の表記を法第十九条に改め、また、学校教育法第二十五条において、第二項に幼稚園教育要領を定める際の配慮規定を、第三項に内閣総理大臣への協議義務を定める規定が追加されたことにより、第二十五条の表記を第二十五条第一項と改め、本条例の規定を整備したものでございます。

次に、第二条の五條市子ども・子育て会議条例の一部改正について御説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て会議について定める第七十二条から第七十六条が削られたことにより、五条の条ずれが生じたため、これに合わせ規定の整備を行つております。
附則につきましては、施行期日を令和五年四月一日と定めております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第三号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範） 次に日程第四、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 報第四号 専決処分の報告について（和解）。

○議長（吉田雅範） 報告を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美） 失礼いたします。

ただいま上程されました報第四号、専決処分の報告（和解）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、五條市保健福祉センター駐車場内に設置していたプレハブ物置に、当該駐車場内を走行中の車両が接触し、その外壁・ドアを損傷させた物損事故に関し、和解することについて地方自治法第百八十一条第一項の規定により、令和五年一月七日付をもつて専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の八ページを御覧頂きたいと存じます。

和解の相手方は、五條市野原西四丁目一五番一九号、上西功男。

和解の要旨につきましては、本事故の原因是、相手方の運転誤りによるものであるため、相手方の過失割合を十割とする。

相手方は、事故により被害を被つたものについて、十ページにございます別紙修繕内容に基づき工事を実施し、その費用を負担する。

当該工事は、本市が別紙修繕内容の施工を確認し、原因回復したと認めたときに完了するものとする。

工事完了の後においては、本件に関して、本市及び相手方は、一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

事故の概要につきましては、令和四年十一月二十七日、和解の相手方運転者が運転を誤り、車両を五條市保健福祉センター駐車場内に設置していたプレハブ物置に接触させ、当該プレハブ物置の外壁・ドアに損傷を与えたものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第四号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）次に日程第五、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）報第五号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（吉田雅範）報告を求めます。久保産業環境部長。

〔産業環境部長 久保雅彦登壇〕

○産業環境部長（久保雅彦）失礼いたします。

ただいま上程頂きました報第五号、専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十一ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、エコ・リーセンターより作業棟内での物損事故による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和五年二月十日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告す

るものでございます。

恐れ入りますが、議案書の十二ページを御覧頂きたいと存じます。

一、和解の相手方は、奈良県五條市今井一一二一七 西尾太佑。

二、和解の要旨につきましては、市側の過失割合を十割とし、市は、損害賠償金十万四千九百九十九円を相手方に支払うもので、今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなっています。

三、事故の概要につきましては、令和四年七月八日午前十一時三十分頃、エコ・リレーセンターごじょう作業棟内において、相手方が搬入した粗大ごみのうち、パラボラアンテナと学習机を職員が降ろし、誤って相手方車両の荷台に接触させ、損傷を与えたものでございます。以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第五号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範） 次に日程第六、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第三号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。平己市長公室長。

〔市長公室長 平己富長登壇〕

○市長公室長（平己富長） ただいま上程頂きました議第三号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書十四ページを御覧願います。

本案は定年延長の導入に伴います地方公務員法の一部改正に伴い、引用する関係条例の規定の整備を行うため、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

条例案につきましては、十五ページから四十六ページまででございます。

それでは関係条例の規定の整備内容につきまして、先に配布させていただきました概要資料に沿つて御説明しますので御覧願います。

概要資料一番の制定の趣旨に示すとおり、今回の定年延長に係る各条例の改正につきましては、令和三年六月の地方公務員法の改正により、令和五年度から地方公務員の定年年齢を段階的に引き上げることや管理職として勤務する上限年齢を定める役職定年制が導入されるに当たり、関連する十一の条例の文言整備など、所要の改正を一括して行うものでございます。

それでは定年延長制度の主な内容につきまして、御説明をさせていただきます。

資料二番の改正概要を御覧ください。

まず一番にあります定年年齢の引上げについて、現行六十歳としている職員の定年を六十五歳に引き上げるものでございます。引上げにつきましては、表に表示されるとおり、令和五年度から令和十三年度にかけて二年に一歳ずつ段階的に引上げを行うものでございます。

次のページに移ります。

(二) にあります管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入についてです。

組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、課長補佐以上の管理監督職は六十歳到達年度の翌四月一日に管理監督職以外の職へ降任となるものでございます。

続きまして、(三) にあります定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度の導入についてでございます。

①では、定年引上げによりまして、六十五歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、六十歳以降の職員の多様な働き方に対応するため、六十歳に達した日以降、定年前に退職した職員を定年前再任用短時間勤務職員として任用することができるようになります。

また②では、現行の再任用制度に変わり、定年を段階的に引き上げられる経過期間におきましては、定年退職した職員は六十五歳までの間、暫定的に現行の再任用と同様の運用が行われることとなるものでございます。

続きまして、(四) にございます六十歳を超える職員の給与規定の整備についてです。

①では、六十歳到達年度の翌四月一日以降の給与につきましては、六十歳前の給料の七割水準となるものでございます。

次のページに移ります。

②では、役職定年により管理監督以外の職へ降任となる職員の職位の級別基準を四級とし、職務の内容で「主査」を新たに設置するものでございます。

次に（五）にあります退職手当の算定についてです。

退職手当の計算につきましては、七割措置による減額前の給料月額を基礎として計算を行います、いわゆる「ピーク時特例」というのが適用され、支給率については自己都合ではなく定年退職の率を適用するものございます。

なお、この条例につきましては、一部規定を除き令和五年四月一日から施行するものとしております。

以上で、議第三号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）段階的に定年の年齢を引き上げるということでございます。退職金はピーク時の特例でされるということで、六十歳以上については役職が、いわゆる管理職から非管理職になるというところでございますけれども、令和十四年に全てこの制度が完了するということころでいいのかなと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（吉田雅範）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおりでございます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）令和十四年に完了しても、いわゆる六十歳で非管理職に就いたり、退職金がピーク時のままずっと継続されるということでおよしいんですか。

この場合に、もう六十歳で辞めたいんやという選択もできるのか、その辺も教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）お答えを申し上げます。

定年制につきましては、令和十五年度以降につきましては、定年は六十五歳となります。

今の措置につきましては、暫定措置というところでござりますので、六十歳以降につきましては会計年度任用職員でありますとか、そういうふた雇用になるかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これは三回目ですので……。

いわゆる六十五歳まで仕事ができると、それで六十歳になつた時点でことを考えて、六十歳になつた時点で同じような制度が適用されてずっといくという、そして例えば、二点ありますよ。六十歳で辞めた場合もそれは定年退職としてのピーク時の退職金が支払われるのかどうか、教えてもらいますか。

○議長（吉田雅範）平己市長公室長。

○市長公室長（平己富長）九番山口議員の御質問にお答えします。

令和十五年度以降につきましては、六十五歳が定年を迎える日となりますので、そちらで退職金が精算されることになります。六十歳以降六十五歳までの間につきましては、多様な雇用の形態があろうかと思いますけれども、そちらのほうで雇用していくというような形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、午後二時十五分まで休憩いたします。

午後二時二分休憩に入る

午後二時十六分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第七、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第六号　五條市立学校設置条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長　名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）ただいま上程されました議第六号、五條市立学校設置条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。
恐れ入りますが、議案書の五十六ページを御覧頂きたいと存じます。

改正理由としまして、五條市学校適正化基本計画に基づく五條市立学校の統合に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案書五十七ページを御覧頂きたいと存じます。

改正内容といたしまして、まず改正条例の本則でございますが、第二条の表を改めることとし、五條市立北宇智小学校を五條市立五條東小学校に統合し、名称、五條市立北宇智小学校、位置、五條市近内町一・五八番地を第二条の表から削除するものでございます。

なお、附則では施行期日を定めており、施行期日を令和五年四月一日からとしております。

以上で、議第六号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第八、議第七号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第七号 市立五條文化博物館条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。名迫教育部長。

〔教育部長 名迫雅浩登壇〕

○教育部長（名迫雅浩）ただいま上程頂きました議第七号、市立五條文化博物館条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十八ページを御覧頂きたいと存じます。

改正理由としまして、博物館法の一部改正に伴う規定の整理を行うため、市立五條文化博物館条例の一部改正について、地方自治法第九十六第一項の規定により、議会の御議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書五十九ページを御覧頂きたいと存じます。

改正内容といたしまして、まず改正条例の本則でございますが、五條文化博物館の設置について定めた本条例第一条において、その設置の根拠として、改正前の博物館法第十八条における「公立博物館の設置に関する事項は、地方公共団体の条例で定めなければならない。」との規定を引用しておりましたが、法改正によりこの条が削除されたため、「第十八条」の語句を削るものでございます。

次に、第二十四条中「第二十二条」を「第二十三条第一項」に改めるもので、改正前の博物館法第二十二条における「博物館協議会に関する必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。」との規定を引用しておりましたが、法改正により条項が整理されたため、改正後の同法の第二十三条第一項の「公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。」に引用を改めるものでございます。

なお、附則では施行期日を定めており、施行期日を令和五年四月一日と定めるものでございます。

以上で、議第七号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――

質疑を終わります。

お詰りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お詰りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第九、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第九号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美）失礼いたします。

ただいま上程されました議第九号、五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十二ページを御覧頂きたいと存じます。

本条例は、民法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う規定の整理を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、関係省令の主な改正点について御説明をさせていただきます。

民法等の改正に伴う関係省令の主な改正点につきまして、親権者の子に対する懲戒権の規定を削り、新たに子の人格の尊重等に関する規定を設けるという民法等の改正を受け、児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定が削除されたというものです。

次に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の主な改正点について、①児童の安全の確保に関する計画策定の義務化、②通園バス等を運用する場合の児童等の所在の確認等の義務化、③インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準等の緩和、④業務継続計画策定の努力義務化、⑤感染症、食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化の五つの改正でございます。

続きまして、本条例の改正について御説明させていただきます。

議案書の六十三ページから六十四ページを御覧頂きたいと存じます。

第一条、五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正により、第七条の二として、安全計画の策定等についての規定を第七条の三として、自動車を運行する場合の所在の確認の規定を追加し、第十条において、インクルーシブ保育についての基準の緩和を行うための規定の改正を、第十四条において、感染症、食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するための規定の改正を行っております。

また、懲戒に係る権限の濫用禁止について規定されている第十三条の規定を、民法等の改正による関連省令の改正に伴い削除するものでございます。

次に、第二条、五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、議案書の六十四ページ下段から六十六ページを御覧ください。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正により、第六条の二として、安全計画の策定等についての規定を、第六条の三として自動車を運行する場合の所在の確認の規定を、第十二条の二として、業務継続計画の策定等についての規定を追加し、第十三条において、感染

症、食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するための規定の改正を行うものでございます。

続きまして、附則について御説明申し上げます。

議案書の六十六ページ中段から六十七ページを御覧ください。

第一条に施行期日を、第二条に自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置について、第三条に安全計画の策定等に係る経過措置について定めております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範） 次に日程第十、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第十号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美） 失礼いたします。

ただいま上程されました議第十号、五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十八ページを御覧頂きたいと存じます。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府

令の施行に伴う規定の整理を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十九ページを御覧頂きたいと存じます。

改正の内容といたしまして、民法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行されることに伴い、関連する内閣府令が改正され、令和四年十二月十六日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、親権者の子に対する懲戒権の規定を削り、新たに子の人格の尊重等に関する規定を設けるというものであり、内閣府令において、児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定が削除されたため、本条例中、第二十六条、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するものでございます。

附則につきましては、施行期日を公布の日からと定めております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範） 次に日程第十一、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第十二号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。東水道局長。

〔水道局長 東 純司登壇〕

○水道局長（東 純司）ただいま上程頂きました議第十二号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七十二ページを御覧願います。

本案は、地方公務員法の改正を受け、本市における職員の定年の引上げを実施するに当たり、その給与等に関する所要の規定の整備を行うこととなり、これに準じ、企業職員についても同様の措置を講じる必要があることから、本条例の規定を整備するものであります。

それでは改正内容を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七十三ページを御覧願います。

第二条第一項では、地方公務員法に関する条項の整備を行つております。

次に、第十七条の四では、見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中、地方公務員法の各条項の整備を行うものであります。

なお、附則につきましては、第一項では施行期日を、第二項では適用除外を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十二、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第十五号　五條市西吉野交流促進センター条例の廃止について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。久保産業環境部長。

〔産業環境部長　久保雅彦登壇〕

○産業環境部長（久保雅彦）失礼いたします。

ただいま上程頂きました議第十五号、五條市西吉野交流促進センター条例の廃止につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七十九ページから八十ページを御覧頂きたいと存じます。

本案につきましては、五條市西吉野交流促進センター、「こんぴら館」について、利用人数の減少や施設需要の変化を踏まえ、この施設を含め、市が保有する公共施設の在り方について広く検討する意味から外部の有識者からなる公共施設のあり方検討委員会を立ち上げ、効果的、効率的な配置の在り方について意見を伺いました。

結果として、当施設は近隣に設置目的の重複する道の駅「吉野路大塔」があり、利用状況及び維持管理費用を考慮すると、これら二つの施設を道の駅に機能集約し、当施設については廃止することが望ましいとの報告を受け、市として、当初の事業目的の機能を道の駅に移転し、利便性の向上や機能の充実により、集客力を高め、地域振興の推進と運営費の軽減を図るため施設を廃止することを決定し、本条例を廃止するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を令和五年四月一日としております。

以上で、議第十五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十三、議第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第十六号 五條市大塔天辻館条例の廃止について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。久保産業環境部長。

〔産業環境部長 久保雅彦登壇〕

○産業環境部長（久保雅彦）失礼いたします。

ただいま上程頂きました議第十六号、五條市大塔天辻館条例の廃止につきまして、提案理由を御説明申し上げます。
恐れ入りますが、議案書の八十一ページから八十二ページを御覧頂きたいと存じます。

本案につきましては、休館中の五條市大塔天辻館（旧大塔村木材加工品等展示販売施設）について、この施設を含め、市が保有する公共施設の在り方について広く検討する意味から外部の有識者からなる公共施設の方検討委員会を立ち上げ、効果的、効率的な配置の在り方にについて意見を伺いました。

結果として、建物の状態等から判断して、改修しても使用することは難しいとの報告を受け、市として施設を廃止することを決定し、本条例を廃止するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を令和五年四月一日としております。

以上で、議第十六号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――
質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十四、議第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第十七号 五條市と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。久保産業環境部長。

〔産業環境部長 久保雅彦登壇〕

○産業環境部長（久保雅彦）失礼いたします。

ただいま上程頂きました議第十七号、五條市と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の八十三ページを御覧頂きたいと存じます。

本案は、森林法に関する事務の管理及び執行を奈良県に委託するに当たり、「五條市と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約」を制定する必要があるため、地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により、五條市と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約を制定することについて、同条第三項の規定により準用する同法第二百五十二条の二の二第三項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の八十四ページから八十五ページを御覧頂きたいと存じます。

まず、第一条において、森林法に基づく事務の委託について定めており、五條市は森林法に基づく事務を奈良県に委託することとするものでございます。

次に、第二条において、委託事務の範囲について定めており、委託事務の範囲は森林法に規定する伐採及び伐採後の造林の届出等に関する事務及び伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等に関する事務とするものでございます。

次に、第三条において、委託事務の管理及び執行の方法について定めており、委託事務の管理及び執行については奈良県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとするものでございます。

次に、第四条において、経費について定めており、委託事務を処理する場合において要する経費は奈良県が支弁し、奈良県フォレスターに

係る経費は五條市が負担することとしております。

また、同条第二項では、経費の額及び納付の時期は五條市と奈良県が協議して定めることとしております。
次に、第五条において、その他必要な事項について定めております。

最後に、附則につきましては、施行期日について、令和五年四月一日と定めております。

以上で、議第十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十五、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第十八号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。東水道局長。

〔水道局長 東 純司登壇〕

○水道局長（東 純司）ただいま上程頂きました議第十八号、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の八十六ページを御覧願います。

本案は、地方自治法第二百五十二条の二の二第一項の規定により、協議会を設置することについて、規約により関係地方公共団体と協議をしたいので、同条第三項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
次に、議案書の八十七ページから八十九ページを御覧願います。

規約について御説明申し上げます。

まず、第一条では、協議会の目的を定めています。

第二条では、協議会の名称を定めています。

第三条では、協議会を設ける団体を別表にあげる二十六団体と定めています。

第四条では、協議会を担任する事務を定め、第五条では、事務所について定めています。

第六条では、組織について、第七条では、会長及び副会長を、第八条では、委員について、第九条では、協議会の会議について定めています。

第十条では、事務局について、第十一條では、経費の支弁の方法を、第十二条では、その他について定めています。

なお、附則につきましては、この規約は令和五年四月一日から施行すると定めています。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いします。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範） 次に日程第十六、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第十九号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹） 失礼いたします。

ただいま上程されました議第十九号、令和四年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和四年度五條市一般会計補正予算（第十号）の一ページを御覧頂きたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正でございまして、歳入歳出予算につきましては、その総額にそれぞれ三億七千百十二万六千円を追加し、総額で百九十八億三千五十五万五千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

九ページを御覧頂きたいと存じます。

初めに、上段の一行目、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、二節給料から四節共済費までの九十三万円でございますが、職員給与費等を減額するものでございまして、人事異動、人事院勧告、退職等により現計予算に余剰が生じることから、所要の経費を計上いたします。

なお、他の費目に計上しております給与費の補正につきましても同様の事由により現計予算に過不足が生じることから、追加もしくは減額を行うものでございますので、各費目の人件費該当部分については、説明を割愛させていただきます。

次に二行目、十目基金費の積立金三億円でございますが、地方交付税が追加交付されたことなどにより、職員退職手当の積立金並びに後年度の地方債の償還に活用する等の理由で減債基金に積み立てるものでございます。

次に四行目、十七目西吉野コミュニティセンター費の三十万円でございますが、五條市が所有する指定管理施設において高騰する電気料金に対応するため指定管理料を追加するものでございます。

なお、各費目に計上しております委託料の補正につきましても同様の事由により追加を行うものでございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、十一ページを御覧頂きたいと存じます。

下段の二行目、三款民生費、一項社会福祉費、四目後期高齢者医療費の百二十六万五千円でございますが、人事異動等により後期高齢者医療特別会計の給与費等が不足することから、同特別会計に対する繰出金を追加するものでございます。

次に、一番下の十二目生活困窮者自立支援推進費の四百七十二万円でございますが、令和三年度新型コロナウイルス感染症サーフィンネット強化交付金の精算により国への返還額が確定したため、所要の額を計上するものでございます。

十二ページを御覧頂きたいと存じます。

上段の二行目、十五目介護保険推進費の百十七万三千円でございますが、人事異動等により介護保険特別会計の給与費等が不足することから、同特別会計に対する繰出金を追加するものでございます。

次に、下段の三行目、二項児童福祉費、五目児童福祉施設費の八十七万五千円でございますが、私立保育園が運用する送迎用バスへの置き去り防止対策ブザー設置のための補助金として追加するもので、その全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、十三ページを御覧頂きたいと存じます。

下段の二行目、四款衛生費、一項保健衛生費、三目予防費の一千五百八十四万一千円でございますが、令和三年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の精算により国への返還額が確定したため、所要の額を計上するものでございます。

また、同目の国庫支出金二百二十三万二千円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加交付されたことから、インフルエンザワクチン接種事業の一般財源部分に充当するものでございます。

次に行、四目母子保健費の国庫支出金百三十一万一千円につきましては、一月補正予算でお認めいただきました伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金事業の一般財源部分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付分を充当するものでございます。

次に、十四ページを御覧頂きたいと存じます。

上段の二行目、二項清掃費、三目し尿処理費の二百五十万円でございますが、五條市が所有するクリーンオアシスにおいて高騰する電気料金を委託料に追加するものでございます。

次に、中段の二行目、五款農林業費、一項農業費、五目農地費の二千万円でございますが、防災重点ため池の劣化状況調査について、国の補正予算の一部前倒し交付が決定したことによ伴うものでございます。また、今年度の残額と合計した一千二百六十三万九千円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、十七ページを御覧頂きたいと存じます。

中段の七款土木費、六項下水道費、一目下水道整備費の二千三百四十五万円でございますが、下水道事業会計におきまして、令和三年度が赤字決算であったことから、その補填を行うための繰出金として補正を行うものでございます。

十八ページを御覧頂きたいと存じます。

上段の一行目、九款教育費、一項教育総務費、二目事務局費の四千八百九十三万円でございますが、三節職員手当等において特別職をはじめとした退職手当の追加などの補正を行うものでございます。

次の三目教育振興費の百五十二万九千円でございますが、国庫補助金であるへき地児童生徒援助費等補助金が確定したことに伴う財源更正でございます。

以下の各費目の人件費及び指定管理料に相当するところにつきましては、先にも述べましたとおり説明を割愛させていただいております。歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

六ページの上段、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧頂きたいと存じます。
十一款地方交付税において一億三百五十五万五千円を、十五款国庫支出金において五百九十四万七千円を、十六款県支出金において二千万円を、二十款繰越金において二億四千六十二万四千円を追加いたしまして、歳出との均衡を図つた次第でございます。
続きまして、五ページを御覧頂きたいと存じます。

繰越明許費の補正につきまして、先ほどの歳出補正予算で御説明申し上げていないものののみ御説明を申し上げます。

二行目、四款衛生費、一項保健衛生費の火葬場修繕事業の百十八万八千円でございますが、火葬炉の修繕において感染症の影響により部品調達に遅れが生じたため翌年度に繰り越すものでございます。

次に四行目、六款商工費、一項商工費の観光施設維持管理事業の七十四万三千円でございますが、星のくに施設内浄化槽修繕等について、例年に比べて積雪が多く、その影響により修繕期間が確保できなかつたため翌年度に繰り越すものでございます。

次に五行目、七款土木費、二項道路橋梁費の道路新設改良事業の八千五百万円でございますが、市道大津相谷線の工事において感染症の影響により資材調達に遅れが生じたため翌年度に事業費を繰り越すものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。
○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）五ページの繰越明許費について、ちょっと教えていただきたいと思います。

道路橋梁費で八千五百万円、市道の工事の資材調達の遅れと言つていただきましたが、これはいつ頃完成予定になるのか教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

約三か月の遅れがございました。それをもちまして、六月末竣工の予定でございます。
以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わりります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十七、議第二十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）議第二十号 令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美）失礼いたします。

ただいま上程されました議第二十号、令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）を御覧頂きたいと存じます。
まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算額にそれぞれ百十七万三千円を追加し、歳入歳出の予算総額を四十二億七千九百十七万一千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

四ページの、三歳出を御覧頂きたいと存じます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費百十三万四千円並びに三目要介護認定費三万九千円でございますが、令和四年度人事異動等に伴い人件費に不足が生じることから、所要の経費を追加するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正につきまして御説明申し上げます。

同じく四ページ上段、二歳入を御覧頂きたいと存じます。

七款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金百十七万三千円を事務費繰入金として追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図つたものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。――

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範） 次に日程第十八、議第二十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第二十一号 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。田中すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 田中久美登壇〕

○すこやか市民部長（田中久美） ただいま上程されました議第二十一号、令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきまして提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第一号）の一ページより御覧頂きたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ百二十六万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を五億五千八百九十六万五千円とするものでございます。

それでは、歳出より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段の、三歳出を御覧頂きたいと存じます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費百二十六万五千円でございますが、人事異動等に伴い人件費に不足が生じることから、所要の経費を追加するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、同じく四ページ上段の、二歳入を御覧頂きたいと存じます。

三款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金において百二十六万五千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図つたものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範） 次に日程第十九、議第二十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 議第二十二号 令和四年度五條市下水道事業会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程されました議第二十二号、令和四年度五條市下水道事業会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和四年度五條市下水道事業会計補正予算（第二号）の一ページを御覧頂きたいと存じます。

第二条収益的収入及び支出にそれぞれ二千三百四十五万円を追加する予算の補正でございます。内容といたしましては、令和三年度赤字決算により、令和四年度期末において資金不足が生じるため補助金を追加するものでございます。

なお、財源につきましては一般会計からの補助金二千三百四十五万円を見込みまして、補正予算を編成してございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。

よつて本日はこれにて延会することに決しました。

次回九日、午前十時に再開し、議案審議を行います。

本日はこれにて延会いたします。

午後三時十六分延会